

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について
～顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減～

1 行政相談

普段海外で生活しているが、国内に住んでいる親の介護のため、数か月前に一時帰国した。その際、空港のゲートで、日本人は全員顔認証ゲートを通るように係員から案内され、旅券にスタンプ（証印）を押してもらい、入国した。その後、市役所へ住民登録手続に出向いたところ、旅券にスタンプがなく、入国年月日が確認できないため住民登録できないと言われた。

法務省本省に出向き、開示請求手数料を支払えば入国年月日を証明してもらえるようだが、親の介護があるため、東京まで出かける時間がなく、現在も住民登録ができず困っている。

（※）関東管区行政評価局において、本相談をもとに関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議に付議した結果、「証印にかかる様々な手続の中には、同様の問題が全国で発生しているのではないか」との意見があった。

2 前回会議での審議結果（令和 3 年 3 月 10 日）

- 顔認証ゲートにより空港での待ち時間が短縮されたが、本来証印を必要とする方が押印を求めることを失念した場合、後日開示請求が必要となるなど不便が生じているのは問題。
- 当面は空港での周知を徹底すべきだが、旅券の IC チップの活用などにより不便を解消するよう、長期的な観点から対応を検討すべき。
- 各種手続に証印が本当に必要なのか、確認すべき。

3 論点

- 出入国在留管理庁は、顔認証ゲートの導入に伴う旅券の証印の省略によって生じている不便を解消するため、短期的又は長期的に、どのように対応すべきか。
- 各種手続における証印の必要性を改めて検討した上で、証印の取扱いについて手続の窓口機関に周知する必要はないか。

4 関係機関の見解等

(1) 出入国在留管理庁

- 顔認証ゲート導入時の対応（関係省庁との調整等）
顔認証ゲートの開発を完了した段階で、その機能について、外務省、財務省、厚労省、国交省及び警察庁に説明したところ、反対や疑問はなかった。
- 長期的な観点での対応
正確な統計はないが、証印の省略を始めた当初に比べると、問合わせや苦情が減少しているため、今後も証印の省略の運用及び周知を続けることで、さらに理解が浸透すると考えられる。長期的には、各種行政手続においても、証印が省略されることを前提とした取扱いに移行すべきと考える。

- (2) 国外からの転入届（総務省自治行政局住民制度課）
- 国外からの転入者の住所の認定には、入国した事実と、入国・転入の年月日の先後関係を確認する必要。
 - 届出人にとっての利便性と、市町村長の确实・効率的な事務の両方に資するものとしては証印が適当だが、個別事案に応じて、航空券の半券、出入国在留管理庁が開示した出入国記録などを、市町村長の判断で活用。
 - 国外からの転入者は、転入届出時に入国年月日が確認できる資料が必要であることについて、機会を捉えて周知したい。
- (3) 海外在留中に失効した運転免許証の再取得（警察庁交通局運転免許課）
- やむを得ない理由で失効した運転免許証の再取得に試験を免除するのは、本人の責めに帰すべき理由がないことを考慮したものであり、失効時点で海外にいたこと、やむを得ない理由がやんでからの経過期間の確認が必要。このためには証印が最適。
 - その確認は、①証印、②出帰（入）国記録を明らかにした出入国在留管理庁の文書、③在外公館が発行した在留証明等によることを周知する文書を、都道府県警に発出（令和3年2月22日）。
- (4) 年金保険に関する合算対象期間の証明（厚生労働省年金局）
- 年金の受給に必要な資格期間（保険料納付済期間等）の確認に当たり、国外在住の間は未加入でも合算対象期間とされているため、国外在住期間の確認が必要。
 - その確認は、戸籍の附票のほか、出入国在留管理庁の保有する出入（帰）国記録、証印の押された旅券の写し等によることも可能。
 - 仮に、旅券の証印が省略された場合は、請求者の負担の増加や利便性の低下につながると考えられる。
- (5) 国内の店舗での一時帰国者の消費税の免税（国税庁課税部課税総括課消費税室）
- 一時帰国者が消費税を免除される要件は、入国後6か月以内であること、日本国内に住所を有しないことで、前者を確認するためには証印が必要。
 - 免税に証印が必要なことについては、法務省、国土交通省、外務省など関係省庁とも連携して、顔認証ゲート利用者への周知を徹底している。

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について
～顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減～

1 行政相談

普段海外で生活しているが、国内に住んでいる親の介護のため、数か月前に一時帰国した。その際、空港のゲートで、日本人は全員顔認証ゲートを通るように係員から案内され、旅券にスタンプ（証印）を押してもらいことなく入国した。その後、市役所へ住民登録手続に向いたところ、旅券にスタンプがなく、入国年月日が確認できないため住民登録できないと言われた。

法務省本省に出向き、開示請求手数料を支払えば入国年月日を証明してもらえるようだが、親の介護があるため、東京まで出かける時間がなく、現在も住民登録ができず困っている。

（※）関東管区行政評価局において、本相談をもとに関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議に付議した結果、「証印にかかる様々な手続の中には、同様の問題が全国で発生しているのではないか」との意見があった。

2 制度の概要

- 日本人は出入国に当たり、入国審査官から出入国の確認を受けなければならない、その確認は、旅券への証印によるのが原則。
- 「未来投資戦略 2017－Society5.0 の実現に向けた改革－」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、空港での入国審査待ち時間 20 分以内を目指し、顔認証技術の導入を進めるとされている。
- 法務省（出入国在留管理庁）は、顔認証技術が向上したこと、外国人の入国審査への人員配置を促進する必要があることから、主に日本人の出入国手続で顔認証ゲートの導入と証印の省略を進めている。
- ただし、以下の 5 つの手続については証印が必要とされる場合があることから、出入国在留管理庁は、該当者は証印を押してもらうよう、空港等で周知。
 - ① 国外からの転入届、② 海外在留中に失効した運転免許証の再取得、
 - ③ 年金保険に関する合算期間（免除期間）の証明、④ 非居住者の免税店での免税、
 - ⑤ 外国査証の申請

3 調査結果及び関係機関の見解

- (1) 出入国在留管理庁（顔認証ゲートの導入及び証印の省略について）【別紙 1-1】
- 各空港の実情に応じて、各種手続で証印が必要になる場合がある旨を、掲示物や音声により案内している。
 - 帰国後に出入国履歴の証明が必要になった場合は、保有個人情報の開示を請求してもらうことを原則とし、緊急に証明が必要な場合、出入国港に旅券を持参すれば、本人確認を行った上で旅券に証印をしている。

(2) 国外からの転入届（総務省自治行政局住民制度課）【別紙 2】

- 転入届には、転入年月日等を届け出ることが必要。
- 調査した 13 市区町村はいずれも、入国年月日を確認するために証印のある旅券の提示を求めているが、証印がない場合、市区町村によって取扱いは異なっている。
 - ① 本人の申出により処理（10 市区町村）
 - ② 市区町村から出入国在留管理庁に照会する（2 市区町村）
 - ③ 本人から出入国在留管理庁に開示請求するよう求める（1 市区町村）
- 総務省の見解：転入年月日は住民としての地位に関する重要な事項であり、旅券の証印は、入国の事実や転入年月日との先後関係を確認できる簡便かつ確実な資料であることから、省略等の対応を行うことを市町村に示すことは考えていない。

一方、国外から転入した者は、転入届に当たり入国年月日が確認できる資料が必要であることについて、平時又は国外への転出時等に市町村から周知・案内するよう、市町村への説明会等の機会を捉えて依頼したい。また、自動化ゲートの通過時における適切な案内等の更なる実施について、出入国在留管理庁に働きかけてまいりたい。

(3) 海外在留中に失効した運転免許証の再取得（警察庁交通局運転免許課）【別紙 3】

- 海外在留など「やむを得ない理由」のため運転免許証を更新せず、有効期限切れで失効した場合、3 年以内であれば、再取得に当たり技能試験と学科試験が免除。
- 調査した 3 都道府県警察本部はいずれも、「やむを得ない理由」の確認は旅券の証印によるとしている。

証印がない場合、2 警察本部は、上陸した空港で押印してもらうか、出入国在留管理庁への開示請求を求めている一方、1 警察本部は、出国の証印があれば航空券の半券の提示で差し支えないとしている。
- 警察庁は、「やむを得ない理由」の具体的な確認方法を示してこなかったが、今後、都道府県警察に確認方法を示すとともに、HP 等で周知するよう依頼する、あわせて、出入国在留管理庁にも周知を依頼するとしている。

(4) 年金保険に関する合算対象期間（免除期間）証明（厚生労働省年金局）【別紙 4】

- 年金の受給要件である保険料納付済期間等（老齢基礎年金・老齢厚生年金は 10 年以上、遺族基礎年金は 25 年以上）は、国外在住の間は未加入でも合算対象期間とされ、年金の請求に当たっては、その旨を証明する書類を提出することが必要。
- この書類としては、厚生労働省課長通知において、①戸籍の附票の写し、②旅券（パスポート）の写し、③滞在国が交付した居住証明書、④滞在国の日本領事館等の発行した在留資格証明書、⑤その他これらに準ずるものとされている。

る。

- 調査した4年金事務所は、国外在住期間に係る合算対象期間の証明は戸籍の附票で足りるが、過去の戸籍の附票が(※)廃棄されている場合には証印のある旅券が必要となることもあるとしている。

※ 戸籍の附票には、住所の履歴（国外在住期間は国名）が記載されており、その保存期間は、現在は150年間だが（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第1項）、令和元年6月20日までは5年間であった。

- 厚生労働省の見解

国外在住期間に係る合算対象期間の確認については、戸籍の附票の提出を受けて確認するケースが一般的だが、保存期間経過により戸籍の附票が廃棄されているケースや、転出届を出さずに国外に転居した後、住民票が職権で消除されたケース等では、戸籍の附票による確認が行えないので、旅券の写しの証印等を確認して合算対象期間の確認を行うことになる。仮に、旅券の証印が省略された場合は、旅券の写しによる合算対象期間の確認ができなくなり、請求者の負担の増加や利便性の低下につながると考えられる。また、仮に、旅券に証印が無い場合でも、請求者自身が出入国在留管理庁に旅券に係る個人情報や請求期間を特定して出入国記録の開示請求を行うことで対応し得るところだが、この場合も、開示請求の手間や費用が発生することになり、請求者の負担の増加につながると考えられる。なお、年金は、ご本人の申請に基づき支給するため、申請に必要な書類はご本人で用意いただくことが必要であり、自ら手間と費用を掛けて戸籍の附票を入手している多くの方との間で、不均等・不公平が生じてしまうため、年金事務所が職権で開示請求することは困難である。

なお、国民年金・厚生年金の被保険者が国外に転居する場合には、国外在住期間に係る合算対象期間の確認を円滑に行う観点からも、居住していた市区町村に対して国外への転出届を提出することが重要である点などを周知することが重要であると考えられる。

- (5) 非居住者の免税手続（国税庁課税部課税総括課消費税室）【別紙5】

- 外国人や一時帰国した日本人など「非居住者」に免税店で物品を販売する場合、消費税を免除することができる。
- 免税で購入するためには、免税店において、証印のある旅券等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要がある。
- 国税庁は、免税購入をするには証印が必要であることについて、自動化ゲート近辺での掲示などで周知を徹底しており、引き続き周知したい、としている。

- (6) 外国査証の申請手続

- ビザの発給に当たって、旅券の入国の証印を確認する国もみられる。
- 出入国在留管理庁は、外国政府の取扱いであるため、証印を受けていただく以外の方法を提示することは困難、としている。

(7) 証印が必要となる旨の周知の実態

羽田空港では、別紙 1-2 のとおり周知が図られている（関東管区行政評価局から東京出入国在留管理局に対し、参考連絡済）。

4 論点

- 各種手続について、海外での在留を証明する手段として証印の確認が必要かどうかを検討し、これが不要であればその旨を明確に、手続の窓口機関に周知すべきではないか。
- 上記改善(検討)状況について、出入国管理庁と情報共有すべきではないか。
- 証印の確認が必要な手続については、空港において、出国者の動線や視線も考慮に入れて掲示方法を改善するなど、確実な周知を図るべきではないか。



出入国在留
管理庁紹介



公表情報



各種手続



在留支援



相談窓口・
情報受付



関係法令



入管政策・
統計



調達・採用
情報

[トップページ](#) > [各種手続](#) > [顔認証ゲートの更なる活用について（お知らせ）](#)

顔認証ゲートの更なる活用について（お知らせ）

[View this page in English](#)

[顔認証ゲート導入空港一覧（令和元年度）【PDF】](#)

1. 外国人出国手続における顔認証ゲートの活用

出入国在留管理庁では、現在、日本人の出帰国手続において顔認証ゲートを運用しているところ、令和元年7月24日の羽田空港を皮切りに、成田空港、関西空港、福岡空港、中部空港、新千歳空港及び那覇空港において、順次顔認証ゲートの外国人出国手続における運用を開始する予定です。詳細なスケジュールに関しては、上部「顔認証ゲート導入空港一覧（令和元年度）【PDF】」をご覧ください。

なお、顔認証ゲートの利用に当たり、事前の利用登録手続は必要ありません。

また、日本人の出帰国手続においては、従前どおりお使いいただけます。

導入目的

観光立国の実現のため、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指し、様々な取組が行われているところ、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続及び外国人の出国手続を合理化し、より多くの入国審査官を外国人の審査に充て、審査の厳格さを維持しつつ更なる円滑化を図ることを目的とするものです。



2. 利用案内

2. 利用案内

顔認証ゲートは、IC旅券のICチップ内の顔の画像と、顔認証ゲートのカメラで撮影した顔の画像を照合して本人確認を行います。照合により本人確認が完了し問題がなければ、ゲートを通することができます。顔認証ゲートを利用した場合には、入国審査官から旅券に証印（スタンプ）を受ける必要がありません。

（注）証印（スタンプ）について

パスポートにはスタンプ（証印）されません。

スタンプ（証印）を希望される方は、顔認証ゲートの通過後、出国手続時には航空機への搭乗前、帰国手続時には税関検査前までに、顔認証ゲート後方に待機する職員又は各審査場事務室の職員にお申し付けください。

上記の時点以後は、パスポートへのスタンプ（証印）の申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。出入（帰）国が必要な方については、[出入（帰）国記録に係る開示請求手続（手続をご案内するページへ移動します。）](#)を行ってください。

ただし、出入（帰）国の証明を緊急に必要とする次の事情がある場合には、[出帰国手続を行った地方出入国在留管理官署（管理官）のウェブサイトへ移動します。）](#)にお問い合わせください。



- ・ 海外渡航中の運転免許証の有効期限経過による再取得の手続
- ・ 海外から帰国した場合における転入届に係る手続
- ・ 年金保険に関する合算対象期間（免除期間）の証明手続
- ・ 非居住者の免税手続
- ・ 外国査証の申請手続

(注) 顔写真について

顔認証ゲートで撮影された顔写真は、本人確認のための照合にのみ用いられ、保存されることはありません。

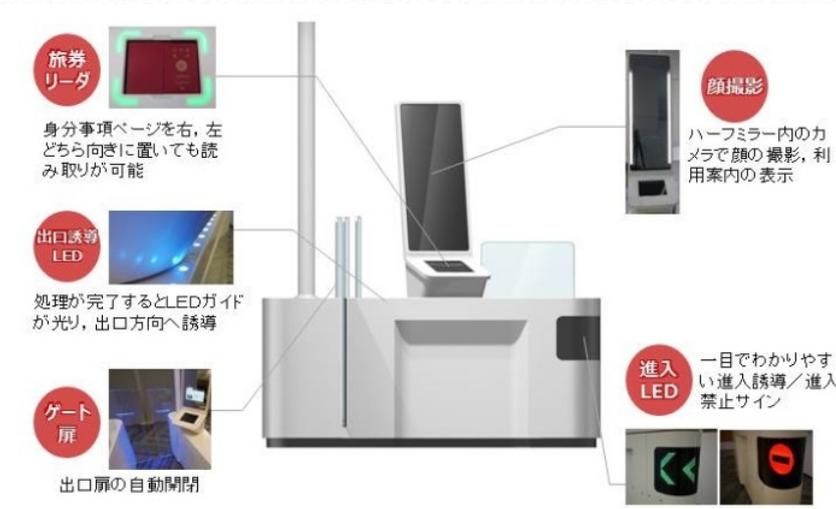
顔認証ゲートの利用に当たっての留意事項

- (1) 顔認証ゲートのご利用に当たっては、
 - ・ IC旅券をお持ちであること
 - ・ お一人で機械の操作ができること
 - ・ 身長が135cm以上であること
 - ・ 外国人の場合は、これに加えて「短期滞在」の在留資格で在留し出国（再入国許可による出国を除く。）しようとしていることが必要です。
- (2) 顔の画像の照合による本人確認ができないなど、何らかの理由で顔認証ゲートが利用できない場合には、お手数ですが、審査ブースで手続を受けてください。
- (3) 顔写真を撮影する際、帽子、サングラス、マスクを身につけていたり、前髪が目にかかっていたりすると、顔の画像の照合を妨げる原因となってしまいますので、撮影が始まる前に帽子等を取り外してください。

3. 顔認証ゲートの概要及び操作方法

ディスプレイの表示に従って、簡単な操作をしていただくだけで、出帰国の手続を行うことができます。

顔認証ゲートの概要



顔認証ゲートの操作方法



【旅券の読み取り】

青色のLEDが点滅している旅券リーダに、IC旅券の顔写真のページを開き、裏返して置くと、機械が自動的にIC旅券の情報を読み取ります。





【顔画像の提供】

顔認証ゲートの内蔵カメラで顔写真を撮影します。撮影が終わるまで、しばらくの間、まっすぐ前を向いて静止します。

(注) 帽子、マスク及びサングラスは外してください。又、前髪が目にかかっていると、照合を妨げることがあります。



【ゲートの通過】

顔認証の処理が完了し、問題がなければゲートが開き、通過することができます。顔認証ゲートを利用した場合には、入国審査官から証印（スタンプ）を受ける必要がありません。なお、証印（スタンプ）を希望される方は最寄りの職員にお問い合わせください。



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#)  が必要です。
正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください。

▶ 出入国在留管理庁紹介

- ▶ 出入国在留管理庁の概要
- ▶ 地方出入国在留管理官署
- ▶ 庁舎の移転・整理統合
- ▶ 情報発信

▶ 公表情報

- ▶ プレスリリース
- ▶ 更新情報
- ▶ 各種公表資料
- ▶ その他の公表情報

▶ 各種手続

- ▶ 出入国管理及び難民認定法関係手続
- ▶ 各種手続案内
- ▶ 情報公開
- ▶ 個人情報保護
- ▶ 公文書管理

▶ 在留支援

- ▶ 外国人生活支援ポータルサイト
- ▶ 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

▶ 相談窓口・情報受付

- ▶ インフォメーションセンター等
- ▶ 情報受付

▶ 関係法令

- ▶ 関係法令

▶ 入管政策・統計

- ▶ 入管政策・白書
- ▶ 特定技能制度
- ▶ 外国人共生施策
- ▶ 統計
- ▶ パブリックコメント

▶ 調達・採用情報

- ▶ 調達情報
- ▶ 採用案内



法務省 出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1
03-3580-4111 (代表)
(法人番号：7000012030004)

- ▶ [サイトマップ](#)
- ▶ [リンク・著作権等について](#)
- ▶ [出入（帰）国記録に係る開示請求について](#)

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.



羽田空港上陸審査場模式図



別紙2 国外からの転入届

○ 13市区の調査結果

- ・ 転入日について、本人の申出に基づくこととしているもの（10市区町村）
- ・ 転入日について、市から出入国在留管理庁に照会しているもの（2市区町村）
- ・ 出入国在留管理庁に対し開示請求するよう求めているもの（1市区町村）

転入時における入国年月日の確認方法（調査結果一覧）

No.	市区名	旅券の証印を確認	旅券の証印がない場合						
			航空便の半券等により入国年月日を確認	航空便の半券等がない場合					
				航空便を電子チケットで利用した場合の購入履歴や予約メールの画面等の提示	左記画面がない場合			最終的に本人の申出により転入日を決定	備考
					出入国在留管理庁の記録で入国年月日を確認		市区が出入国在留管理庁に入国年月日を確認		
1	A市	○	○	○				○	
2	B市	○	○	○			○		
3	C市	○	○	○			○	注2	
4	D市	○	○	○			○	注2	
5	E市	○	○	○			○		
6	F市	○	○	○			○	注2	
7	G市	○	○	○			○		
8	H区	○	○	○			○		
9	I市	○	○	○	○				
10	J市	○	○	○			○		
11	K市	○	○	○	○	このほか旅券の外国の出国印を確認			
12	L市	○	○	○			○	注3	
13	M市	○	○	○			○	注4	
計		13市区	13市区	13市区	2市	1市	10市		

(注1) 関東管区行政評価局の調査結果による。

(注2) 申述内容が真実であることについて一筆の署名を求める。

(注3) 市内居住の根拠として郵便物を確認。

(注4) 空港で買物をしたときのレシートで確認。

(参考)

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（市町村長等の責務）

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。
- 3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。
- 4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たって、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。

（転入届）

第二十二条 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 転入をした年月日
- 四 従前の住所
- 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをいう。）
- 七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をする者（同項第七号の者を除く。）は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

○住民基本台帳法施行令（平成十一年自治省令第三十五号）

（転入届に当たり特別の事項を届け出なければならない者等）

第二十二條 法第二十二條第一項第七号に規定する政令で定める者はいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により同条第二項の文書を提出することができない者とし、同号に規定する政令で定める事項は出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示とする。

別紙 3 海外在留中に失効した運転免許証の再取得

○ 運転免許証の特定失効者が再取得する際の試験の免除等の状況

失効からの経過日数	適性試験 (視力検査等)	仮免許試験 (学科・技能)	本免許試験 (学科・技能)	講習の受講	免許条件の引継(ゴールド免許等)
6か月以内	受講	免除	免除	受講	あり
6か月を超え3年以内	受講	免除	免除	受講	なし
3年を超える	受講	受験	受験	受講	なし

(注) 警察庁 HP 等をもとに当局が作成した。

○ 3 都道府県警からの聴取結果

(1) A 県警察交通部運転免許本部運転免許課

本来は、運転免許証の有効期間の満了日に海外にいたことを客観的に把握するため、旅券及び出入国両方の証印を必要としているが、近年は顔認証ゲートが導入され証印が省略されるケースもあることから、次のいずれかの方法により対応している。

- ① 出入国在留管理庁に対して郵送又は訪問により出入国年月日を示す資料の開示請求を行うよう案内。
- ② 上陸した空港に出向き、入国の証印を押してもらうよう案内。
- ③ 出国に係る証印がある場合は、入国時に搭乗した航空便の半券の提示を求める。

なお、①の開示請求に要する期間について、顔認証ゲートが導入される以前は2週間程度であったものの、ゲート導入後は、約1か月(注)程度を要するケースが多くなっている。このため、旅券に証印がない場合は、帰国後1か月以内に申請することが困難となり、免許を受けるに当たっては学科試験及び技能試験を受検する必要があるが生じる。このため、県警では、道路交通法の規定を「出入国在留管理庁から情報開示を受けてから1か月以内である場合」と解釈して対応している。

(注) 当該開示請求は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づくものであるため、開示決定の期限は、同法第10条第1項に基づき、30日以内とされている。

(2) B 県警察免許課及びC 県警察運転免許試験課

「本来は旅券及び出入国両方の証印が必要であること」及び「証印が無い場合は出入国在留管理庁に対する情報開示が必要であること」については、A 県警察と同様であるが、航空便の半券では受け付けていない。また、出入国在留管理庁への開示請求に要する期間については、考慮していない。

別紙 4 年金保険に関する合算対象期間（免除期間）の証明

○ 4 年金事務所からの聴取結果

（A、B及びC年金事務所の説明）

合算対象期間を認定するに当たっては、その期間に日本国内に居住していないこと、すなわち住民票を異動していることが必要条件となっており、住民票が日本国内にありながら海外に滞在しただけでは合算対象期間には含まれない。したがって、原則としては、戸籍の附票があれば、住所の変更の状況を把握できるため、事足りる。しかし、現在の戸籍は、平成6年法務省令第51号附則第2条第1項等により平成の中頃に改製されているため、附票に記載されている住所については、改製後のものしか記載されていない。改製前の住所を把握するためには、原附票の写しを申請する必要があるが、この保存期間については既に満了しているため、市町村によっては廃棄されていることがある。これでは、過去の住所の変更状況が分からないため、古い旅券の証印や、外国の居住証明書、出入国在留管理庁の出入国記録などにより、海外に滞在していたことを確認している。

（D年金事務所の説明）

出入国在留管理庁に対する照会は、申請者で行っていただくようにしているが、年金事務所長の職権で行う場合もある。従前は、この手続に1か月程度要していたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、現在では、3～4か月かかるものと出入国在留管理庁から言われている。

○ 日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について （平成24年6月14日年管管発0614第6号・厚生労働省年金局事業管理課長通知）

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象とされることとなり、住民票が作成されるとともに、在留カード及び特別永住者証明書が新たに交付されることとされている。

このため、日本国籍を有する者の日本国内に住所を有しなかった期間並びに日本国籍を取得した者及び永住許可を受けた者のそれ以前の期間の確認に必要な書類については、期間の種類に応じて次表のとおり本年7月9日より適用することとしたので遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、これに伴い「日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について」（昭和61年7月10日庁保発第35号）は、本年7月8日をもって廃止する。

期間の種類	添付書類
国民年金法附則第7条第1項により合算対象期間とされる期間のうち同法附	当該期間が確認できる次のいずれかの書類 ア 戸籍の附票の写し

<p>則第 5 条第 1 項第 3 号に該当した期間 及び昭和 60 年法律第 34 号附則第 8 条 第 5 項第 9 号に掲げる期間</p>	<p>イ 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）に規定する旅券 （パスポート）の写し ウ 滞在国が交付した居住証明書 エ 滞在国の日本領事館等の発行した在留証明書 オ その他上記に掲げる書類に準ずるもの</p>
<p>昭和 60 年法律第 34 号附則第 8 条第 5 項第 10 号及び第 11 号に掲げる期間</p>	<p>当該期間が確認できる次のいずれかの書類 ア 戸籍謄本又は抄本（戸籍を取得した者に限る） イ 住民票の写し ウ その他、旅券（パスポート）の写し、永住を許可さ れた旨が記載された在留カード又は特別永住者証明書等 上記に掲げる書類に準ずるもの</p>

別紙 5 非居住者の免税手続

1 非居住者とは

本邦内に住所又は居所を有する自然人又は本邦内に主たる事務所を有する法人ではない者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号）をいう。

2 消費税免税の要件

以下の物品を、以下の方法で販売する場合には、消費税が免税される。

- 物品
 - ・ 金又は白金の地金その他通常生活の用に供しないもの
 - ・ 通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品に該当するものであって、その非居住者に対して、同一の輸出物品販売場において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が 50 万円を超えるもの
- 方法
 - ・ 次に掲げる要件の全てを満たして当該一般物品の引渡しを受けること
 - ・ 所持する旅券を輸出物品事業者に提示すること
 - ・ 所持する旅券に記載された情報を当該輸出物品事業者を提供すること

なお、国税庁課税部課税総括課消費税室が作成し周知している「輸出物品販売場制度に関する Q & A」では、証印が押されていない旅券の所持者に対しては、非居住者であることの確認ができない場合には、免税販売を行えない旨が記載されている。

※) Trusted Traveler Program を利用し、自動化ゲートを通して入国した外国人については、特定登録者カードを確認することで非居住者であることを確認し、免税販売を行えるとしている。

第120回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：令和3年3月10日(水)14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 第3特別会議室 (Web会議併用)

3 出席者

座長	松尾 邦弘		
	江利川 毅		
	小野 勝久		
	梶田 信一郎		
	齋藤 誠 (Web)		
	高橋 滋 (Web)		
	南 砂 (Web)		
(総務省)	行政評価局長	白岩 俊	
	大臣官房審議官	米澤 俊介	
	行政相談企画課長	大槻 大輔	
	行政相談管理官	飯塚 雅夫	

4 議題

(1) 審議案件 (新規案件)

- ① 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について一顔認証ゲートにおける証印 (スタンプ) の省略に伴う負担軽減一
- ② 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証の返却・処分方法について

(2) 審議結果 (継続案件)

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について (第118回及び第119回付議案件)

(3) 結果報告

- ① 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一 (第115回、第116回及び第118回付議案件)
- ② 標準報酬改定に係る決定書の教示事項について (第117回及び第118回付議案件)

(4) その他 (活動状況の報告)

育児休業給付金の受給期間延長申請について (第118回及び第119回付議案件)

5 議事概要

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な質疑は以下のとおり。

(1) 審議事案（新規案件）

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について一顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減

（松尾座長）

これまで、①②③（資料8ページ）のような掲示があるとは知らなかった。①の「帰国スタンプ（証印）は要りませんか？」というポスターは、ゲートの右側の方。左側の方にはない。

（局長）

当時はなかったということ。その後どうなったかということは今のところ確認できていない。

（松尾座長）

他も似たようなものだと考えて議論した方がよさそうだ。いろいろ案内はされているが、なぜ証印が要るのかという理由がここにいくつかあるが、いずれも結構重要な事項。帰国後、証印がないことによる問題というのは、一般論としては結構出てくる可能性があると思う。この場合、1ページの該当者は証印を押してもらうよう空港等で周知とある。これは空港だけなのか。それとも、外国に行って、帰ってくるときに飛行機の中で紙を書かされるが、そのときにパスポートに証印がない場合はこういうことができないとか、あるいは、こういうときに必要だという注意喚起みたいなものは、飛行機の中で旅客に渡していたか。そういう紙をもらった記憶がない。

（江利川委員）

もらったことはないと思う。

（梶田委員）

改めてこういうふうに問題として提起されると、こんな大事なことをみんな知っているのかという感じがしてしまう。

確認だが、1ページの枠の下に、同様の問題が全国で発生しているのではないかという話があるが、どれくらい発生しているのかというのは分かるか。それからもう一つ、今の説明で、実際にいくつかの手続で証印が必要だというのは分かったが、自分が入国する時にそういう問題に出くわすということを、どの程度の人が意識しているのか。その結果として、同じ問題がどの程度全国的に発生しているのかということ調べたデータはあるか。

(事務局)

具体的なデータとして把握はしていないが、私どもの行政相談で過去に同じような相談を受け付けたことはある。それから、各空港で同様の相談を受け付けているために、このような掲示をすることになったと聞いている。

(松尾座長)

もう一つ、仮に証印をもらわなくても、必要になったら後でもらえるというルートがある。この人の場合は遠方なので東京まで出かける時間がないと言っていて、それも苦情の一つになっているが、旅券に証印をもらうというのは、例えば、もらっていない人がもらおうとした場合、どういう手続になっているのか。何日ぐらいかかるのか。それが即日出てくるという話なら不便が緩和されるが、一週間お待ちいただくとか、事務手続である程度の時間がかかるとなると、緊急に証明が必要な場合に間に合わなくなってしまう。

(審議官)

これは個人情報保護法に基づく開示請求になる。こういう内容だから開示は認められるにしても、やはり手続には時間がかかると思う。私どもでも日常的に開示請求を受けて、開示する、しないという決定をしているが、何日間かは必ずかかる。住民登録しなければならないというときに、これから開示請求をするということになると、かなりの負担になることが想像できる。

(局長)

郵送で出入国在留管理庁に送る、返ってくる、それだけでも4日。これに手続の標準処理期間がかかるので、おそらく座長のおっしゃる「即日」ではない。しかも印紙を貼ってという話になる。

(梶田委員)

何のためにIT化したのかということになる。技術的にはよく分からないが、ICチップか何かが入っているのか、旅券の中に。

(局長)

今は入っている。

(梶田委員)

その中に、いつ出入国したという情報が入っているのか。

(局長)

出入国年月日の記録は入っていないが、氏名や生年月日の情報が入っているので、少なくともそこから照会是可以する。

(梶田委員)

それをどこかで、行政機関の、例えば市町村の窓口の端末から行うことはできないのか。

(局長)

それはできない。

(梶田委員)

それは出入国管理事務所か何かでやらなければならないのか。それ以外は駄目だということなのか。

(局長)

マイナンバーと連携でもすれば別だが。

(梶田委員)

そうすると、かえって不便になってしまっている。いざという時に。

(局長)

そのときに気が利いて、その人が冷静に、私は免許証の手続を行う必要があるからと現地のわずかなエリアで判断して証印を取ってくれば極めて便利であるが、そうでなければ大変不便になっている。

(梶田委員)

行政の効率化には役立つが、こういう人がたくさん出てくると、これだったらみんな証印を押してもらった方がスムーズに運営できるという話になりかねない。

(審議官)

少なくともゲートを通るときには今までよりもスムーズになるが、入国してからこれらの手続が必要な人にはそのような面倒なことが待っているということを知らないのが問題、ということ。

(梶田委員)

もう一つ、2ページから3ページにかけて、各手続の中で証印が要るということがいろいろ書いてあるが、証印以外でも大丈夫だというのは、逆に言うと絶対に証印でなければ駄目というものは、免税と外国査証か。他の手続は、証印がない場合は他の証明で代替できるということなのか。書き方に微妙な部分がある。

(審議官)

外国に行って帰ってきたことが証明できればいいので、例えば航空券の半券でもいい、ということになっている。

(梶田委員)

それは関係省庁、大体そういう考え方か。他の証明書類があればよいということか。旅券の証印でなければ絶対駄目だというものはあるか。

(事務局)

説明を補足すると、1ページの(2)の転入届、今回はこの相談から始まっているが、転入届は自治事務なので、入国日の確認は自治体の判断になっている。したがって、13市町村の取扱いを見ると、運用がまちまちになっている。そのような実態を、総務省本省に対して投げかけてみると、現時点で証印の確認を省略するよう示すことは考えていないけれども、不都合が発生しているので、しっかり説明をしていかなければ

ばいけないというスタンスになっている。運転免許証については、所管の警察庁交通局運転免許課では、これまで都道府県警に対して考え方を示していなかったのですが、今後、どうしますかという照会に対して、今後は示していきたいということを言っている。年金は、関東管区局が調べた空港の写真を見ていただいたが、当時の段階で、証印が必要な手続を周知するためのポスターには載っていないが、年金局の立場からすると、記録を確認する必要があるパスポートの写しも、記録の確認のために非常に重要なものとして厚労省の通知に入っているのです、ここは省略することはできないというスタンスである。

(高橋委員)

先ほど梶田委員がおっしゃった話に関連するが、国民の利用の便に供するために IT 化したのに、逆に不便になってしまっている現状はやはり問題だと思う。当面は事務局が提示された方針で異論はないが、IC チップに記載された情報が、担当の方で、本人同意の下で、IC カードリーダーで読めればいい話で、法務省がそういうふうにシステムを変えればいいのかと思う。そういう長期的な話はどうか。

(事務局)

担当ベースで聞いている話になるが、現在の仕組みを変更するのは、費用がかかるのですぐには難しいという回答は得ている。

(高橋委員)

法務省は IT 化に後ろ向きで、取り組んでもいい話に取り組んでくれないところがある。お金がないということもあると思うが、政府全体の方針として IT 化に向けてデジタル化の話がある中で、これは問題だと思う。当面はこれでご対応いただくとしても、長期的には、IC チップが本人同意の下において担当で読めるようになればいい。入国の日付の情報を。それで簡単に手続が済むはずなので、その辺、法務省にそういう問題意識はないのかということを確認していただくと有り難いと思う。

(審議官)

今の高橋先生のご主旨を踏まえて法務省に当たってみたいと思う。IC チップを読み込むといった高度な方法もあると思うが、例えば証印のシールが出てきてそれを旅券に貼るということも含めて検討できないか、法務省に当たってみる。

(高橋委員)

よろしくお願ひしたい。

(局長)

高橋先生、今のご提案を念のために確認したいが、そうすると、IC チップを読む主体は、出入国在留管理庁の職員ではなく、自治体や免許証などの係官ということか。

(高橋委員)

そのとおりである。

(局長)

ということは、法務省のシステムに別の役所から入ってデータを照会するという
こと。システムについて、アイデアやご存じのことはあるか。

(高橋委員)

いえ、単純に考えたら、IC チップの中に入国の日付は別に入ると思う。その IC チップの中の情報が読めればいい。多分そこにセキュリティはかかっていると思うが、セキュリティを外せるところを役所の中で共有すれば、セキュリティを外して、本人同意の下でその部分が読めるようにすれば、入国の日付も読めると思う。

(局長)

なるほど。

(高橋委員)

健康保険証も運転免許証もそうなると思う。また、特に国家資格みたいなものをマイナンバーカードに入れるという話がある。あれなども結局、国家資格を読める人は、例えば医療機関とか、雇う側である、資格を持っている人を。だから、本人同意があれば読める開放型のシステムにできるはず。

(梶田委員)

この点素人だが、今出たマイナンバーカード、あれも基本的にはあまり見せるものではないが、あの IC チップを使って、健康保険証として使おうということが進められている。あるいは、地方独自に、地域のいろいろな券を配ったりするのに使えると聞いたことがある。そういうことができるのであれば、この旅券のこともできるのかなと思う。素人考えだが。

(局長)

私もまさに素人だが、そうだと思う。ただ、マイナンバーカードには4情報しか入っていない。その4情報から他のシステムに連絡して、この4情報に関する情報を取って来られるという仕組みだと思う。旅券の場合は旅券のシステムが別途あるから、これをつなげないと。

(高橋委員)

マイナンバーカードの IC チップの中には余剰の領域があり、その中には例えば国家資格の情報を入れたり、健康保険証の情報を入れたりできると思う。

(局長)

そのとおり。そちらは特別に措置している。

(高橋委員)

だから、余剰の領域に入国の情報だけを入れるように設計しておけば、入国情報だけを引き出すのであれば、それほどきついセキュリティをかける必要はないと思う。

(松尾座長)

資料を拝見すると、空港での入国審査待ち 20 分以内を目指して顔認証技術を導入したというわけである。その際に、今問題になったようなことが起きるということは、

何の議論もなかったのだろうか。入国の審査待ち時間は目的を達したかもしれないが、そのほかに証印がないことによる不都合がいろいろ出てくる。そこについて議論はなかったのか。

(審議官)

少なくとも、「こういう手続が必要な人には証印が必要になる」という認識はあったはずで、それを系統的に解決しようということをどう議論したのかは分からないが、結果的にはシステム上で解決していないので、「別途証印を押してもらってください」ということを知らせる運用になったと思われる。

(松尾座長)

国全体としての効率性とか、あるいはいろいろな電子機器を利用した近代化とか、そういうことからすると、そこに影響することは目に見えていたと思う。少なくともこの大変大事な5つの機能(手続)が阻害されるわけで、そのあたりはどうするのか。こういう形でIC化されて、その情報を他でトータルとして利用できるか、あるいは利便性が損なわれるということならば、それは解決する技術があるのではないかと。今話が出ているように。この世の中でそのあたりを解決するのがそれほど難しいとは思わない。しかし、プライバシーの保護の観点から、出入国の情報に、他人が簡単にアクセスして、この人は何年何月に出て帰ってきたとかということが分かってしまうこと自体の是非も、またある。未来投資戦略で、入国審査待ち時間を20分以内とする、これは大変立派なことだが、そうすることで問題が起きる分野があることが、これを議論する方たちの中であつたのだろうか。閣議決定されたものであるが。もう少しトータルで考えれば、1ページにある、国外からの転入とか、免許証の失効とか、そういうことも含めて問題になってくるというのは、深く考えなくても出てくるのだろうと思う。国民からみれば、入国審査待ち時間は短くなったけれども、そのためにえらく手間暇かかる手続が残ったということになると、むしろ批判されるのではないか。

(審議官)

それぞれの手続を所管する省庁が利用者の方の矢面に立つことになる。厚労省の見解にも書いてあるが、旅券に証印がない場合でも、出入国在留管理庁に出入国記録の開示請求を行うことで対応し得るけれども、開示請求の手間や費用が発生して請求者の負担の増加につながるという認識は厚労省もお持ちである。各手続を所管している役所がこれについて将来的なことも含めてどうしていきたいのか、どうしていくべきとお考えなのかということも含めて、当たりたいと思う。

(松尾座長)

入国審査待ち20分以内ということを議論したときに、議論の中で当然何かあつたと思う。それによってこういう問題が出てくるということが。それについてはどういう認識でいたのか、認識がなかったとしたらどうするつもりなのか。これはどこで検討するのか。入管か。

(審議官)

閣議決定した時の各省協議についてどこまで深堀りできるか分からないが、手続を所管する省庁は利用者の方との関係で矢面に立つ立場であるから、今後どうすべきかの認識は確認できるのでは、と思う。

(齋藤委員)

ご相談内容については、いくつかフェーズがあると思う。直近のものとしては、一つは、証印が必要ないというものがあるのであれば、そのプラクティスを共有するのが大事だと思う。例えば、ご相談内容である転入届について、必ずしも必要ないというのが法解釈として問題ないのであれば、もちろんそれは先ほど事務局から説明があったように自治事務であるから、国が、一般に、こうせよという指示や勧告をすべきものではないと思うが、例えば技術的助言とか情報共有という形で、そういうことが広がっていく、広げる方向でサポートできるようにこの会議で後押しすることが大事だと思う。

もう一つは、現在の空港のプラクティスを伺っていて、座長からもお話があったが、帰国時には待ち時間が短い方がいいというのでそちらに並んでしまう人もいると思う。だから、証印がどうしても必要だという者は、多段階で、顔認証の方には行かないでということをもっと丁寧に周知する、あるいは広報方法を考えるという方向でお考えいただければと思う。それから、中長期的と言うか、大きな流れとしては、これまでお話があったように、せっかくデジタル化したわけであるから、本人同意があれば省庁間でデータを共有して使えるようにする。確かに、プライバシーの観点、あるいは個人情報の流出には留意しなければならないが、本人同意があり、なおかつ国及び地方の行政組織でそのデータを共有して使えるようにするという話だから、それぞれすり合わせて、ぱっと読み取れるようにする方向で後押しすることが必要ではないか。

(江利川委員)

私も話したいことはほぼ同じ。抜本的に対処するのは相当時間がかかる話なので、それはそれでやってもらう必要はあるとは思うが、当面は、入国の際の周知の仕方をもっと工夫して漏れがないようにするとか。先ほど座長からもお話があったが、飛行機の中で、物を持ち込むことについては書類を書いたりするが、こういう注意書きも併せて配ってもらうとか、とりあえずアナログに戻るような感じだが、とりあえずそこをしっかりとやってもらうことも大事だと思う。その両面で動いてもらう必要があるのではないかと思う。

(松尾座長)

総務省と警察庁、厚生労働省、それから法務省が話し合って新しい技術的なやり方を導入するか、あるいは了解事項を少し広げて、こういう問題が起きないようにするか、そういうことを話し合ってもらわないと、そこはこの行政苦情救済推進会議とし

ては、このまま放っておけないと、関係省庁でとりあえずこの問題を打開するための検討会くらいはやらないといけないというぐらいの話はできるのではないか。

(局長)

当面の話と、関係機関が話し合っただけの話と、それからシステムそのものの問題といった側面があるということ。そもそも、それぞれの手続において、証印で日付を確認することが IT 時代に必要な手続なのかどうか、何か御見解はあるか。転入届には本人が来ているが、なぜ入国の日付が要るのか。

(松尾座長)

住民登録などはそれがないとできないのではないかと。外国にいたりすると。

(局長)

今ここに、転入届を出す本人が出頭しているが。

(松尾座長)

だったらそれは、何らかの形で帰ってきているということと本人が立証すればいい。それは航空券の半券かもしれないし、いろいろなやり方がある。国全体としてどういうふうな解決するかということになったときに、国民に一番負担がかからないやり方を考えなければならない。

(南委員)

遅参したのでここまでの議論を十分伺わずに申し上げるが、デジタル時代にそういう出入りをパスポート上に証印を記す必要があるのかどうかということ言えば、転入届とは違うが、私、このご説明を受けて最初に思い出したのは、狂牛病感染の可能性があり、英国在住歴のある方の献血の制限という問題である。私の記憶では、確か 80 年から 96 年ぐらいまでにかけて英国に一日でも滞在したことがある方は、日本国内では献血することができないという規制。今は大分緩和されたと思うが、そういう規制があることが、国をまたいだ出入りの記録が自分の手許でも必要になる一つの例ではないかと思う。例えば今回の新型コロナにしても、SARS や MARS を経験している国の人に、新型コロナの免疫が交差免疫としてあるのではないかという議論が一方で起こっている。それがこの大量輸送時代にどれだけの意味があるのかは疫学者に聞かなければ分からないが、献血の制限の話の時は、自分が住んでいた時期に引っかかっていたか、多くの方がパスポートを見たと思うので、必ずしも本人の手許に出入国の記録がなくなるのが合理化と言っているのかなと思う。

(局長)

そのとおり。日付が要る場合がある。

(南委員)

日付が必要ではなくても、やはり記録がないと、始終渡航している人は紛れることはあると思う。

(局長)

旅券は、ICチップを照会すれば記録が出るようになっている。

(南委員)

なっているから要らないということか。

(局長)

転入届の方で、証印を必ず確認するという手続が要るのかということ。法務省でシステムを作ったとき、他の制度についても当然視野に入っていたと思うが、他の制度は他の制度で、証印をどう利用しているかを考えて、本当に必要か必要でないかを考えないと、いつまでも昔のままの処理になって、不要なものがずっと残ってしまう可能性があるので、申し上げた。

(高橋委員)

実は、転入届について郵便局でできないかという話を、総務省の自治行政局とした。そのときにはかなり厳しい対応であった。このご主張は、結局、マイナンバーの基本は住所を含む4情報である。だから、マイナンバーカードの信頼性を確保するには転入のところをしっかりと押えていないと、マイナンバー制度に対する信頼性が崩壊する、なりすましを排除するには、とにかく郵便局では駄目で、市町村の職員でないと駄目、そして、様々な書類や挙動などいろいろな点を見ながらなりすましを防止する必要がある、という説明であった。

(松尾座長)

いろいろやれば、プラス・マイナスが必ず出てくるという印象。ここでそのプラス・マイナスを全部チェックすることもできないので、この問題、表面的には非常に簡単だが、それが及ぼす影響をいろいろ考えると、とても一省庁に任せて検討してもらうという話ではなさそうだという感じがするが、いかがか。

(審議官)

個別の手続での証印の必要性は省庁ごとに判断があるのだろうと思うし、転入届については、自治体が判断する範囲と総務省が判断する範囲があると思う。資料に載せた総務省の見解はつい最近来たばかりで、まだ精査したわけではないが、証印の確認を省略する対応は難しいと言っている。資料の9ページには、関東の13市区町村の対応振りを載せているが、このうち10市区町村は、最終的に本人の申出で決定している。証印がない人には、「航空券の半券はありませんか」、「チケットを購入したときのメールはありませんか」といろいろ確認しているが、それでも確認できないときは、本人のおっしゃるとおりの日付でいい、と運用しているよう。こういうやり方が許されないかどうかは、改めて当たってみる。

(局長)

梶田先生、この転入届の日付というのは、選挙権とか。

(梶田委員)

これはいろいろな権利義務に関係するため、以前どこに住んでいて今度ここに来ましたというのは必ず確認してもらわないといけない。問題は、証明書類を旅券にするのか、他の物でも代え得るのかということ。必ずしも旅券ということでもないと思う。
(局長)

梶田先生が先ほどおっしゃっていた、高橋先生もおっしゃっていた、日付がとても大事ということ。そして、その日付の前にどこに住んでいたかということなのだが、外国にいた場合には、外国にいたことが証明できればいいわけか。

(梶田委員)

私もあまり詳しくないのだが、基本的には、住民基本台帳を使っている。住民基本台帳にいつからどこに住んでいるかが載っている。だから転居したら必ず異動の届けをしてくださいと言っている。それとマイナンバーがリンクする仕組みだから、根っこのところはかなり厳格というか、実際にどの程度確認しているかよく分からないが、総務省としては、必ず旅券でなければならないということではないが、証明できるものにどういうものがあるのかは考える余地があるのかなという気がする。

(松尾座長)

なかなかすっきりした方向が出てこないように思う。出入りについては出入国在留管理庁だが、日本政府が、誰がいつどこにいるかという話をする場合は、出入国在留管理庁とは関係ない。したがって、個人の所在を、出入国を含めて、どのように国として把握する必要があるのかということについて、ある程度議論がないとならないのではないかと思う。この問題は、にわかにかうだということはなかなか言えない気がしている。そういうことで、この問題は一度法務省に戻してもらって、そのあたりはどういう認識かということを書いてもらって。中心になるのは法務省と総務省だと思うが。時間の問題もあるので、この程度で。

以下、省略

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

【行政相談①】

複数ある太陽光発電設備（以下「設備」）を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を1か所あたり1通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本1通で足りるようにすべきではないか。また、戸籍謄本等は、他の手続でも使うので、審査が終わったら返してほしい。

【行政相談②】

遺産を包括的相続する場合、遺産分割協議書に設備の明示がなければ届出書類として認められない。このような場合、設備を明示しなくても相続したものと解釈変更してほしい。

【行政相談③】

届出に添付する公的書類は3か月以内に発行されたものとする期限は、相続関係書類に限って設けないでほしい。

【行政相談④】

設備を相続した者を特定する書類として公正証書遺言は認められず、法定相続人全員が署名捺印した相続証明書を作成するか、遺産分割協議書の提出を求められた。遺産分割協議による相続ではないので、公正証書遺言でも認めてほしい。

2 前回会議（令和3年3月10日）までの審議結果を踏まえた対応状況

【相談①】

(1) 前回会議までの審議結果を踏まえた論点

- ① 発電設備ごとに事業計画の認定・変更申請を審査する体制としているとのことだが、どのような処理手順・体制となっており、その体制の下、同時一括の申請であれば、原本を一通とする工夫はできないか。
- ② 大多数を占めている電子申請により複数設備について申請する場合、戸籍謄本等の添付書類は、原本のPDF版をそれぞれの申請に添付しているのであれば、紙申請における添付書類についても写しで良いのではないか。
- ③ 名義変更届に添付する戸籍謄本は、なぜ返却できないのか。写しを保存して、原本は返却すればいいのではないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

- ① FIT法は、発電設備ごとに事業計画を認定又は変更を確認することから、設備ごとの届出様式とし、設備ごとに担当を決めて審査している。このため、複数設備の一括申請に添付する原本を一通とすれば、複数の担当者が一通の原本を確認することになりかねず、審査の過程で原本の紛失や破損の可能性がある、円滑な業務遂行に懸念がある。

また、設備ごとの審査を実施しており、地番や設備毎に所有者、共有者が異なる場合があり、複数の申請に対し必ずしも同じ一式の証書で足りるとは限らず、その審査、照合を行うことは円滑な業務遂行に支障を来す懸念がある。

- ② ただし、個別の事情に応じ、円滑な業務遂行に支障がない範囲で、添付書類の原本は1通とし複写の添付を認める等の柔軟な取扱いを検討したい。
- ③ 太陽光発電は、事業者に利益をもたらすものであり、様々な争いがある。その際、原本であることが必要であることから、原本を保管することとしている。
- ④ なお、本件のように住宅用設備に関する申請のうち、紙申請は1%程度であり、このうち同一人が複数設備について申請するケースは僅少である。今後一層、電子申請を促していきたい。

【相談②】

- (1) 前回会議までの審議結果を踏まえた論点
事業を承継する相続人が遺産分割協議書の文言から特定できる範囲において取扱いを変更すべき。
- (2) 資源エネルギー庁の見解
遺産分割協議書等の記載において、太陽光発電設備の明示がされている場合に加え、すべての財産等、対象に太陽光パネルが含まれていることが確認できる記載となっている場合は認める運用とする。

【相談③】

- (1) 前回会議までの審議結果を踏まえた論点
死亡した被相続人の除籍謄本については、内容の変更があり得ないものであることから、期限を撤廃すべき。
- (2) 資源エネルギー庁の見解
死亡した被相続人の除籍謄本の有効期限については特段求めないこととする。

【相談④】

- (1) 前回会議までの審議結果を踏まえた論点
 - ① 公正証書遺言で相続人とされた者が相続放棄した場合、相続放棄しながら名義変更手続をすることは考えられないのではないか。
 - ② 遺産分割協議書や相続証明書の提出を必須とすると、相続に争いがあればこれらの提出は困難となり、死亡した被相続人名義のまま放置されかねない。公正証書遺言による相続人を所有者とみなすのが現実的ではないか。
- (2) 資源エネルギー庁の見解
 - ① 現在、真正な所有者が争われ、国側の責任が問われている裁判も繫属していることから、設備の所有者は慎重に確認することが必要。後日争いとなった場合に確実に對抗できるよう、所有者の特定には、確実な書類が必要。
 - ② 公正証書遺言があっても、相続人間の協議により、そのとおりに相続されないこともあることから、相続による設備所有者変更の確認は、遺産分割協議書又は相続証明書によることを基本としたい。
 - ③ ただし、個別の事情に応じ、認定審査上適切な審査が行える場合には公正証書遺言による確認を行う等の柔軟な対応を検討したい。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

【行政相談①】

複数ある太陽光発電設備（以下「設備」）を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を 1 か所あたり 1 通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本 1 通で足りるようにすべきではないか。また、戸籍謄本等は、他の手続でも使うので、審査が終わったら返してほしい。

【行政相談②】

遺産を包括的相続する場合、遺産分割協議書に設備の明示がなければ届出書類として認められない。このような場合、設備を明示しなくても相続したものと解釈変更してほしい。

【行政相談③】

届出に添付する公的書類は 3 か月以内に発行されたものとする期限は、相続関係書類に限って設けないでほしい。

【行政相談④】

設備を相続した者を特定する書類として公正証書遺言は認められず、法定相続人全員が署名捺印した相続証明書を作成するか、遺産分割協議書の提出を求められた。遺産分割協議による相続ではないので、公正証書遺言でも認めてほしい。

2 前回会議（令和 2 年 12 月 8 日）の審議結果を踏まえた対応状況

【相談①】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

現在、本事業については、事業者ごとではなく設備ごとに管理しているところ、同一の事業者が複数の設備を同時に紙申請で変更届出をする場合には、代表となる届出書にのみ原本を添付し、他の届出書には代表となる届出書に原本が添付されている旨を付記することとするなど工夫すれば、添付書類を一通のみにすることができるのではないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

FIT 法（電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号））第 9 条及び第 10 条では、発電設備ごとに事業計画の認定及び変更を実施することとされており、法令に基づく届出様式、FIT システム、審査体制等については、それを前提とした業務体制を構築している。

また、本件は住宅用又は事業用（低圧）の太陽光発電設備に関する相談と認識しているが、これらについては既に電子申請が可能となっており、2019 年度においては電子申請が大多数を占めており、紙申請は全体の 1%程度となっている。このうち、紙申請の場合において、同一の事業者が複数の申請を行うようなケースは、僅少となっている。

したがって、システム改変・審査体制変更等のコストと恩恵を受ける規模感を比較すると、業務体制を改変するよりも、むしろ電子申請をより分かりやすい形で案

内するなどの工夫を凝らすことで、対応していきたいと考えている。

【相談②】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

事業を承継する相続人が遺産分割協議書の文言から特定できる範囲において取扱いを変更すべき。

(2) 資源エネルギー庁の見解

遺産分割協議書等の記載において、太陽光発電設備の明示がされている場合に加え、すべての財産等、対象に太陽光パネルが含まれていることが確認できる記載となっている場合は認める運用とする。

【相談③】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

死亡した被相続人の除籍謄本については、内容の変更があり得ないものであることから、期限を撤廃すべき。

(2) 資源エネルギー庁の見解

死亡した被相続人の除籍謄本の有効期限については特段求めないこととする。

【相談④】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

公正証書遺言のみでは事業変更届出を認めないとする現行の手続きでは、FIT法で遅滞なく事業変更届を行うこととしながら、相続が発生しても事業承継が認定されないままとなる事態も危惧されることから、そうした事態を回避するため、社会的に信用があつて制度として確立しており、その偽造・変造に刑罰が科されている公正証書遺言を活用することが妥当ではないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

会議での議論でも相続人間の協議等により公正証書遺言の通りにならないことは認識されているところ。現在の手続きで求めている協議書等と同様の性質との議論がなされているが、相続人間の合意が確認できる点で同一ではないと認識している。

したがって、設備の真正な所有者を特定出来るよう、従来通りの運用とすることとしたい。

なお、FIT認定に関しては、実際に認定通知書が偽造されるようなケースも存在しており、そういった観点からも慎重な対応が必要と考えている。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

【行政相談①】

複数ある太陽光発電設備（以下「設備」）を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を1か所あたり1通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本1通で足りるようにすべきではないか。また、戸籍謄本等は、他の手続でも使うので、審査が終わったら返してほしい。

【行政相談②】

遺産を包括的相続する場合、遺産分割協議書に設備の明示がなければ届出書類として認められない。このような場合、設備を明示しなくても相続したものと解釈変更してほしい。

【行政相談③】

届出に添付する公的書類は3か月以内に発行されたものとする期限は、相続関係書類に限って設けないでほしい。

【行政相談④】

設備を相続した者を特定する書類として公正証書遺言は認められず、法定相続人全員が署名捺印した相続証明書を作成するか、遺産分割協議書の提出を求められた。遺産分割協議による相続ではないので、公正証書遺言でも認めてほしい。

2 前回会議（令和2年9月17日）の審議結果を踏まえた対応状況

【相談①】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

- i) 相続によって事業者が変更されたのみで、設備そのものの変更がない複数設備の事後変更届出の場合、届出書及び関係（添付）書類の原本を一つにすることはできないか。
- ii) 上記 i) について、直ちに改善が難しくても、システム改修の機会等を活用して、改善できないか。
- iii) 戸籍謄本等の原本については、相続に伴う他の各種の手続きに必要となることから、事後変更届の審査終了後に届出人に返却することはできないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

FIT 法（電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号））に基づく設備認定を受けた事業者は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、設備認定された発電設備で発電された電気を電力会社に一定価格で一定期間売電し、電力会社が買い取る費用の一部は電気を利用する利用者から賦課金の形で集められる仕組みであり、この事業の事業主は、これにより安定的な利益を受けている。

このように、電気利用者全体の負担のもとに成り立つ制度のため、利益を受けられる事業者は、万が一にも虚偽や誤認によってなってはならないことから、事業認定等の審査は、他の類似の制度と同様、確実な証明書等で厳格に行うことを要する。

また、FIT法（第9条及び第10条）上は、発電設備ごとに事業計画の認定及び変更を実施することとされている。これにより、変更手続きを含め事業の管理は、事業者ごとではなく、設備ごとに行っている。このため、現行の手続きを変更することは、事業全体の管理実務に影響を及ぼすことになり、対応は困難である。

提出された申請書は、行政文書として各種照会等の対応のため保管する必要がある。

【相談②】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

包括的相続の場合、太陽光発電設備も相続されたことが明らかであれば、同設備について遺産分割協議書に明記されていなくても、相続されたものとして扱うことはできないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

包括的相続の場合、そこに太陽光発電設備の明記、もしくは、存在しうるすべての遺産等太陽光発電設備が含まれることが明確な記述があれば、今後は認めることも可能かもしれない。他制度の事例も参考にしつつ今後の検討としたい。

【相談③】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

i) 事後変更届に必要な関係（添付）書類のうち、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容に変動があるとは考えられないことから、現行の有効期限を不要とすることはできないか。

ii) 被相続人の除籍謄本以外の関係（添付）書類（相続人全員の戸籍謄本及び印鑑証明書）については、現行の有効期限の必要性を見直すことはできないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

i) 死亡した被相続人の除籍謄本の有効期限については、他制度の事例も参考にしつつ今後の検討としたい。

ii) その他の添付書類（相続人の戸籍謄本等）については、FIT法で「遅滞なく（中略）届け出なければならない」とされており、届出されるまでの間に、相続人の身分関係の変動は起こり得るもので、証明書の記載内容と実態にかい離が生じる蓋然性が高いことから、誤った相続人が事業主となることを可能な限り防ぐため、証明書等の有効期限を3か月以内と設定していることには、一定の妥当性がある。

【相談④】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

公正証書遺言に記載された相続人が事後変更届を提出すれば、同人が相続したと考えられ、この者が相続人同士の協議の結果相続しなかった場合には、自分が相続したとして事後変更届を提出する事態は考えられないことから、公正証書遺言による事後変更届出を認めることはできないか。

公正証書遺言の内容に法定相続人が不満な場合、現行の「相続証明書」の作成

に法定相続人が協力しないことが想定されるが、このような場合でも、上記の取扱いとすることで、相続人がより遅滞なく事後変更届を提出できるようになるのではないかと。

(2) 資源エネルギー庁の見解

「公正証書遺言」を否定はしないが、公正証書遺言のみでは、後発的に相続人間で争いが生じることも想定されるため、事業承継者の確実な特定という点で、公正証書遺言に記載された相続人では、設備の真正な所有者であるかが不明であることから、届出時において相続人全員の同意を確認することができる「相続証明書」等の提出を求めている。

FIT 認定を巡っては、正当な事業主体でない（事業譲渡の契約不履行等）にもかかわらず第三者に事業譲渡を行い、結果として争いが生じた事例もある。

○ 関係法令

電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号)

第 9 条 (再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第 1 項

自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

第 2 項

再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第 1 号

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第 2 号

申請者が法人である場合においては、その役員（中略）の氏名

第 7 号

その他経済産業省令で定める事項

第 10 条 (再生可能エネルギー発電事業計画の変更等)

第 3 項

認定事業者は、前条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第 36 条 (賦課金の請求)

第 1 項

小売電気事業者等は、納付金に充てるため、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

第 2 項

前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

1 相談内容

【委員意見】

1 平成 28 年 12 月に夫が亡くなり自分と息子 2 人で太陽光発電設備を 2 か所相続することになった。電力会社から相続の手続をして名義を変更するよう連絡があったが、具体的手続が分からなかったため、設置業者に依頼して平成 29 年度末に届出を行った。

数か月後、届出に必要な書類のうち、相続人 3 名分の印鑑証明書、被相続人の住民票除票及び戸籍謄本（全部事項証明）の原本を 1 か所あたり 1 通ずつ提出するように求められ、1 通ずつ書類を提出し、手続が完了したが、手数料の負担増になることや手続簡素化の観点から、設置箇所が数か所あったとしても証明書は原本 1 通を提出することで足りるようにすべきではないか。



(注) 写真は総務省岡山行政監視行政相談センターの現地確認によるもの。

【委員意見】

2 ①遺産分割協議書について、施行業者から包括的相続の内容ではなく、太陽光発電設備（10 kW未満）を遺産分割協議書に明示する必要があるとの説明を受けたが、ほとんどの遺産分割協議書では、相続当時発見できなかった遺産について二度手間を防ぐために次のようになっている。

ア すべての遺産を相続する。

イ 今後、遺産に属する資産ないし債務が発見されたときは、相続人〇〇〇〇が取得ないし引き受ける。

ウ 包括的遺産分割協議書が認められないとなれば、遺産分割協議書作成後、相続人がその後死亡した場合、さらに相続が発生することになり実印、印鑑証明書をいただくことが難しくなることが多々ある。

それこそ、相続登記を促進する現行政策に逆行するものです。（本件相続のように）遺産分割協議書上記アまたはイのように包括相続の文言が入っている場合は、発電設備を明示しなくても相続したものの解釈変更をしてほしい。

※ 包括的文言が入っていることにより、具体的な資産の明示がなくても法務局では登記が可能である。

②公的機関の発行する書類については、「申請（届出）日より 3 カ月前から当該申請

（届出）日までの間」という期限は、以下の理由から、相続関係書類に限って設けないでほしい。

ア 戸（除）籍謄本等の取得期限が3カ月を過ぎると再度、同様の書類を取得することになり、二重の経費と手間暇を要する。

イ 法務省所管の不動産登記では、相続書類（遺産分割協議書、被相続人死亡後の被相続人の出生から死亡までの除籍謄本、附票（住民票除票）、被相続人死亡後の相続人の戸籍謄（抄）本、印鑑登録証明書）の有効期限は無期限となっている。

ウ 省庁間で同一の相続書類（戸籍謄本、印鑑証明書等）の有効期限に差異があるのは不合理。

【行政相談】

3 父が亡くなり、太陽光発電設備（50kW未満）を含む一切の財産を相続したため、JPEA（※）代行申請センター（以下「JP-AC」という。）に対して事業者変更の事後変更届出書を郵送で提出した。ホームページでは相続による変更の場合は届出書の他に、遺産分割協議書又は相続人全員の同意書の提出が求められていたが、遺言による相続のため、遺言の公正証書を提出した。

後日、JP-ACは、公正証書では承ることができないとしてこれを認めず、法定相続人全員の相続証明書又は遺産分割協議書の提出を求める文書及び相続証明書の様式を送付してきた。

遺産分割協議による相続ではないことから、遺産分割協議書は作成していないし、相続証明書の様式に記載されている文言は遺言の効力を否定するような表現であり、これを提出することは受け入れられない。また、なぜ公正証書では認められないのかの理由も記載されていないため、納得ができない。

（注）1及び2については、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）第4条に基づき、岡山行政監視行政相談センター及び山形同センターの行政相談委員から総務大臣に提出された意見である。3については、岡山行政監視行政相談センターで受け付けた相談である。

※JPEAとは「一般社団法人 太陽光発電協会」のことであり、太陽光発電システムに関連する利用技術の確立及び普及促進、並びに産業の発展によって、日本経済の繁栄と、国民生活の向上に寄与し、もって会員の共通の利益を図ることを目的として設置されている。また、JP-ACは、組織体制上は太陽光発電協会傘下であるが、経済産業省からの委託業務に対応するために設置された独立した一般社団法人である。

なお、一般社団法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）を根拠に設立される非営利法人のことである。

2 制度概要等

（1）制度の概要（再生可能エネルギーの固定価格買取制度について）

固定価格買取制度は、「電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）」（平成23年法律第108号）

に基づき、再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの 5 種類）を用いて発電された電気について、法令で定める価格で一定期間買い取ることを電気事業者（電力会社）に義務付ける制度である。

再生可能エネルギー発電設備の設置者（以下「設備設置者」という。）は経済産業大臣から再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けることで、電気事業者と契約を結ぶことができることとされており、当該事業計画に記載する事項は以下のとおり（FIT 法第 9 条第 2 項）。

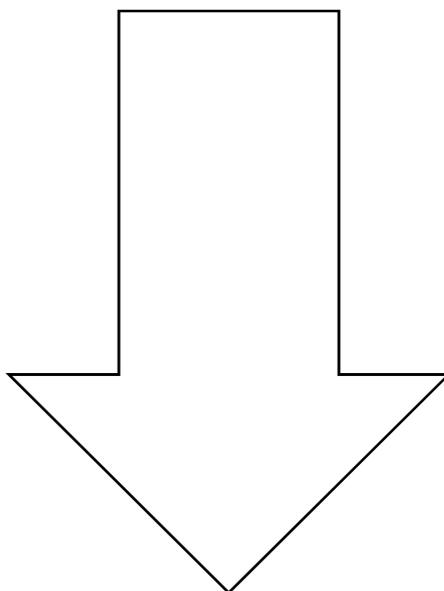
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名
- 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
- 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
- 七 その他経済産業省令で定める事項

(2) 相続に係る名義変更について

FIT 法第 10 条第 3 項において、認定事業者は同法第 9 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令に定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないとされている。また、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法施行規則第 10 条において、同法第 10 条第 3 項に基づく相続に係る事後変更届出は、同規則様式第 6（再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書）（図 1）による届出書を提出して行わなければならないとされている。

資源エネルギー庁ホームページ上で公表されている「変更内容ごとの変更手続の整理表」（図 2）では、相続に係る事後変更申請の添付書類は、①被相続人の戸除籍謄本、②法定相続人全員の戸籍謄本又は法務局より発行

された法定相続人情報、③法定相続人全員の印鑑証明書（ここまで、いずれも原本）、④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書が必要とされている。また、添付書類等について、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。」とされている。さらに、同庁のホームページでは、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付」として相続証明書の書式（図3）が掲載されている。



(図 1) 様式第 6 (再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書)

様式第 6 (第 10 条関係)

再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 (〒 -)

(注 1)

(ふりがな)

氏 名

実印

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 () -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定に基づき、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画 (注 2)

設備 ID(識別番号)	
発電設備の名称	
発電設備の出力(kW)	
発電設備の設置場所	
運転開始の有無(注 3)	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後(運転開始日： 年 月 日)

担当経済産業局 (注 4) _____

認定計画情報（注5）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注6）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人番号 （注7）（注8）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人の代表者の 氏名（注8）	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
	氏名				
法人の役員氏名 （注8）	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
	氏名				
	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
	氏名				
	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
氏名					
事業者の住所（注8）	（〒 - ）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（〒 - ）		
保守点検責任者 （注9）	法人名(法人の場合): 責任者氏名: 所属・役職(法人の場合): 電話番号:() - 法人番号(法人の場合):	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法人名(法人の場合): 責任者氏名: 所属・役職(法人の場合): 電話番号:() - 法人番号(法人の場合):		
添付書類	書類の種類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	①印鑑証明書 （注10）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	②事業実施体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	③受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類 （注3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	④その他（注11）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

（注6）事業者名について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の事業者が届け出ること（事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は事業者たる地位を承継した事実を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。また、事業者の実質的な主体を変更する場合は、変更前に様式3、様式第3の2、様式第4又は様式第5の2により申請すること。

（注）固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請サイトに基づき当局で作成。下線部は当局が表示した。

(図2) 変更内容ごとの変更手続の整理表

＜変更内容ごとの変更手続の整理表＞						
(留意事項)						
<p>■紙媒体で提出する場合は変更認定申請書／届出書、添付書類の他に連絡票、印鑑証明書【原本】、返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載。受付印を押印した申請書の写しが必要な場合は2部必要）を忘れずに送付してください。50 kW未満太陽光については申請毎に委任状が必要です。</p>						
(添付書類等について)						
<p>■公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。</p>						
<p>■50 kW未満の太陽光発電設備は電子申請のため、【原本】の表記があっても書類のPDFの添付で結構です。</p>						
変更対象の項目		変更手続				添付書類等
		変更認定申請	事前変更届出	事後変更届出	卒FIT事前届出	
事業者名	相続の場合			○		<p>①被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本【原本】（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。）</p> <p>②法定相続人全員の戸籍謄本【原本】 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報【原本】でも可</p> <p>③法定相続人全員の印鑑証明書【原本】</p> <p>④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要</p>

(注) なつとく！再生可能エネルギーホームページに基づき当局で作成

(図3) 相続証明書の書式 (記載例)

記載例

相続証明書

証明日を記載してください。

2019年3月29日

経済産業大臣 殿

相続人 住所 **東京都千代田区麩が関1-1-1**

氏名 経済 一郎 実印

住所 **埼玉県さいたま市中央区新都心1-1**

氏名 経済 二郎 実印

住所 **大阪府中央区大手町1-5-44**

氏名 資源 花子

1. 被相続人 (現事業者名): 経済 太郎

2. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所: 愛知県名古屋市中区2-5-2

【相続する物件】

土地 建物

再生可能エネルギー発電設備 (設備ID: **A123456C01**)

私達相続人は、私達以外に相続権者がいないことを保証し、上記物件をそれぞれ下記のとおり相続することを確認したことを証明いたします。

相続する物件を○で囲んでください。

記

相続する物件のボックスすべてにチェックを付してください。

1. 土地 / **建物**
再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 経済 一郎

2. **土地** / 建物
再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 経済 二郎

3. 土地 / 建物
再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 資源 花子

※法定相続人会員の戸籍謄本 (原本) 及び印鑑証明書 (原本) を添付してください。

※太陽光発電設備を屋根に取り付けている場合、建物の別荘設備ではなく、機械及び装置となりますので、必ず切り分けた上で法定相続人の同意をしてください。

※固定価格買取制度における手続の際、再生可能エネルギー発電設備と当該設備を設置する場所の法定相続人が異なる場合、賃貸借契約書又は遺造物所有者の同意書の提出が必要となります。

(注) なつとく！再生可能エネルギーホームページより引用

(3) 相続に係る名義変更手続きについて

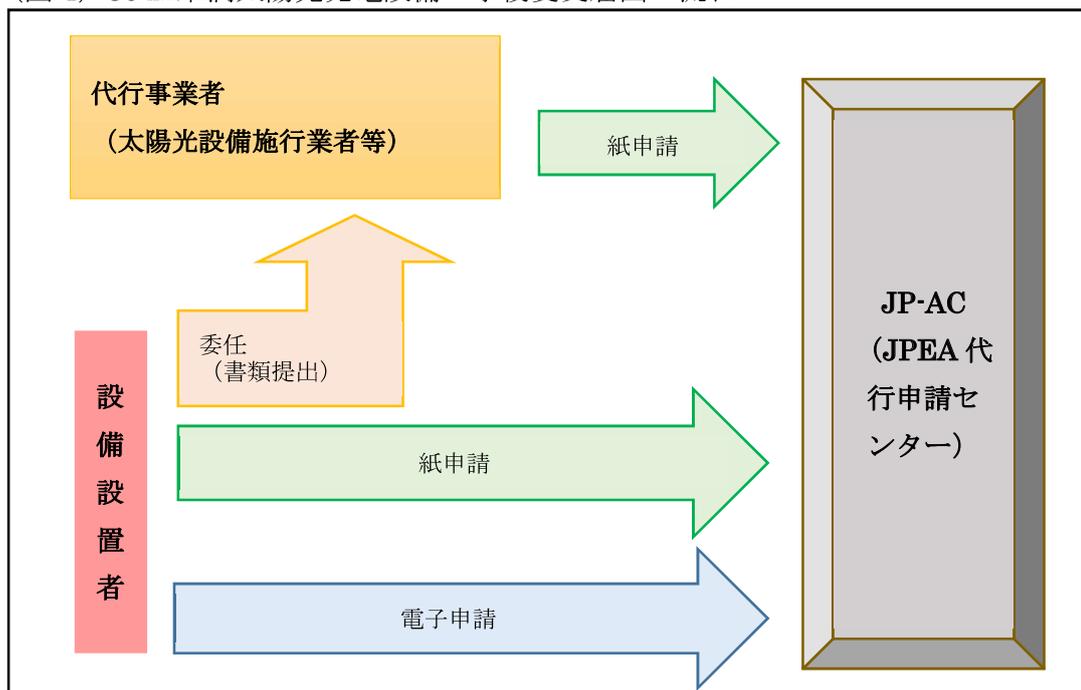
相続に係る事後変更届出の手続は、太陽光発電設備の出力量によって異なっており、50kw以上の太陽光発電設備については紙申請のみ、50kw未満の太陽光発電設備については基本電子申請（やむを得ない場合は紙でも可）で行うことができる。

50kw未満の太陽光発電設備の電子申請については、「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」から行う。

一方、電子申請（やむを得ない場合は紙でも可）で手続を行う場合の書類の送付先は、50kw以上の太陽光発電設備の場合は経済産業局、50kw未満の太陽光発電設備の場合はJP-ACとされている。（図4参照）

太陽光発電設備設置者が紙申請で手続を行う場合、JP-ACは当該設置者から紙で申請関係資料の送付を受け、当該設置者に代わって経済産業局へ電子申請の手続きを行うこととなる。

(図4) 50 kW未満太陽光発電設備の事後変更届出の流れ



(注) JP-ACへの聞き取りに基づき当局で作成

(4) 50kw未満の太陽光発電設備の実績

50kw未満の太陽光発電設備の年度別の新規認定数は以下のとおりとなっている。

(単位：件)

区分	10 kW未満	10 kW以上～50 kW未満
	新規認定数	新規認定数
2017年度	1,189,230	651,349
2018年度	1,326,940	701,974
2019年度	1,493,625	713,176

(注) 新規認定数については、資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」による。

3 調査結果

相談内容ごとの申請手続の調査結果については、以下のとおりである。

ア 提出書類の通数（相談1）について

ホームページに特段の案内は見当たらなかったところ、相談対応した総務省行政監視行政相談センターが、J P-A Cに確認した結果、「50kw未満の太陽光発電設備の名義変更手続について、紙申請による方法で手続を行う場合、太陽光発電設備の数と同じ部数の添付資料の提出が必要であり、これは資源エネルギー庁の指示に基づいて行っている。」との回答を受けている。

なお、FIT法第9条第1項において、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を、電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成し、認定申請をすることができるとされており、同法10条3項に基づく相続に係る事後変更届出も設備ごとにされている。

イ 遺産分割協議書（相談2①）の提出について

様式第6（上記2（2）図1）の注意書きにおいて、「変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。」と記載されている。

また、「変更内容ごとの変更手続の整理表」（上記2（2）図2）においては、相続等における添付書類等として、「④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書」と記載されている。また、「※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示

することが必要」とされている。

さらに、同庁のホームページでは、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付」として相続証明書の書式（上記2（2）図3）が掲載されている。

これに関し、本相談を担当した総務省行政監視行政相談センターが、J P-A Cに確認した結果、「遺産分割協議書については、再生可能エネルギー発電設備が明記されていないければ、誰が当該設備を相続したかを明確に確認できず、当センターの審査の際、当該設備だけ別の被相続人が相続しているのではないかという疑義が生じるため、包括的な記載は認めていない。」との回答を受けている。

ウ 提出書類の有効期限（相談2②）について

資源エネルギー庁のホームページで公表している「変更内容ごとの変更手続の整理表」（上記2（2）図2）においては、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。」とされており、また、相談を担当した総務省行政監視行政相談センターが、J P-A Cに確認した結果、「添付書類の期限については、法令上期限を設けているためお願いしている。この取り扱いは従来から行っているものである。」との回答を受けている。

エ 公正証書遺言（相談3）の提出について

資源エネルギー庁のホームページを確認したが、公正証書遺言で届出が受理される旨の記述はみられない。

4 関係機関（資源エネルギー庁）の意見

(1) 提出書類の通数（相談1）について

FIT法第9条第1項において、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成し、認定申請をすることができる」とされている。したがって、事後変更届出書においても、同一人が複数の太陽光発電設備の事業計画を変更するにあたっては、事業計画ごとに届出する必要がある。

なお、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成・認定し、その後の管理も発電設備ごとに行っているため、相続による事後変更届出する際に、特出して1つの事後変更届出書に複数の発電設備を記載する措置を可能とするなど、他の届出と異なる取扱いとした場合、システムの改修、届出書の改訂（省令の改訂）のほか、審査体制の見直し等が新たに

発生する等処理が煩雑となる上、手続きも複雑化し、行政コストの効率化の観点から非合理的となるのではないか。

また、50kw未満の太陽光発電設備に関する届出については、件数が膨大であり行政手続の効率化及び利用者の利便性の観点から、電子申請を基本としており、その場合は届出書の添付書類についてPDFの添付を認めている。諸事情により電子申請が行えない方が紙申請する際に、添付書類（原本）を1通として、他の届出書への添付はコピーを可とすることになると、審査後に保存される行政書類（届出書）に原本が欠けるものが発生する。同一人物から複数の届出がある場合でも、届出ごとに複数名で分担して審査する体制上、届出書によっては添付書類がコピーのみという状態で審査することとなるため、この結果、添付書類を偽造し虚偽の申請がなされる可能性がある。

添付書類（原本）の返却についても、「50kw未満の太陽光発電設備は電子申請のため、添付書類の原本の提出は求めている。」ことが基本であり、救済措置として、諸事情により電子申請が行えない方向けに紙の申請も可能としている。紙申請で提出していただく原本については偽造防止の観点のほか、後日届出書の確認を行う場合に備え、行政文書として保存しているため返却していない。

(2) 遺産分割協議書（相談2①）について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）において、FIT法第9条第3項第2号では、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施される」ことを求めているが、相続トラブルによって訴訟問題に発展するなど、事業が円滑に行われないケースがある。このため、FIT法の運用上の判断により、太陽光発電設備の相続人、また法定相続人全員の同意が明確に判断できるように、遺産分割協議書において、太陽光発電設備の記載を明示するように定めている。包括的相続の場合、そこに太陽光発電設備の明記、もしくは、存在しうるすべての遺産等太陽光発電設備が含まれることが明確な記述があれば、今後は認めることも可能かもしれない。他制度の事例も参考にしつつ今後の検討としたい。

(3) 提出書類の有効期限（相談2②）について

各証明書の発行期限を撤廃した場合、事後変更届出書の届出時期と著しく異なる証明書が提出されることが想定され、証明書の記載内容が実態と異なる可能性が高くなり、届出内容の正確性の確認に支障が出る。FIT認定事業者は認定内容に基づき設備を活用し、電力事業者への売電や他者への権利譲渡等の事業を行っており、その前提となる認定内容の正確性が担保されなければ、事業を行えず不利益を被ることになると想定されるため、

有効期限の設定は必要と思われる。

なお、遺産分割協議書で確認できるのは当該設備の相続者の特定のみであり、届出書の他の記載内容（住所、氏名等）の正確性を確認できない。

(4) 公正証書遺言（相談3）について

FIT 制度において、FIT 法第 9 条第 3 項第 2 号では、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施される」ことを求めている。このことから、設備保有者を確実に特定するにあたり、遺言書は被相続人の意思であってそれのみでは必ずしも相続人全員の意思及び合意の確認ができないことから、有効な遺言が存在している事実のみならず、それに基づいて、相続人間で太陽光発電設備事業の承継者について合意が成立し、相続人全員の同意書又は遺産分割協議書の提出を求め、確認する必要があると思われる。公正証書遺言書のみでは、相続放棄や、相続人全員が同意し遺言書と異なる相続人が当該設備を所有していることも想定され、設備保有者の確実な特定ができない。

なお、「なっとく！再生可能エネルギー」ホームページ上では、同意書として「相続証明書」の様式を公開しているが、この様式に限らず、任意の形式で作成して差し支えない。

5 考えられる課題等（問題意識）

(1) 相談 1 関係

- 太陽光発電設備の相続に当たり、設備ごとに事後変更届出書と同じ添付書類（戸籍謄本等の原本）を提出する手続は、届出者にとって大きな負担になっているものと考えられる。相続によって事業者が変更されたのみで、設備そのものに変更がないのであれば、一括での届出を認める運用でも差し支えないのではないか。

現行では、事後変更届出も設備ごとに審査しているが、複数の設備について事業者が替わっただけの事後変更届出は、届出様式や審査方法・体制を見直して一括で処理することにより、届出者の負担を軽減するとともに、審査も効率化できるのではないか。

また、戸籍謄本等の原本は、相続に伴う各種の手続に必要であることから、他の制度（※）を参考に、審査が終われば返却できないか。

（※）不動産登記では、複数の不動産（土地、建物）を特定した上で、1 件の申請書により提出することができ、同申請に添付する書類は 1 通で足りる。添付書類については、登記申請の審査後、申請人に原本を返却する原本還付の手続が認められている。

(2) 相談 2 ①関係

- 資源エネルギー庁は、届出書の添付書類である遺産分割協議書において太陽光発電設備が明記されていることを求めているが、本件相談にある包括相続においても、太陽光発電設備の明記や相続対象に太陽光発電設備が含まれることが明確な記述となっている場合には、他の制度(※)を参考に、相続したものとして取り扱うことができるのではないか。

(※) 不動産登記：遺産分割協議書の本文において物件(土地、建物)を明示するほか、「相続人 A が被相続人所有不動産の全部を取得する」という包括的な記載の遺産分割協議書を認めている例がある。

(3) 相談 2 ②関係

- 現行の届出書に添付する各種証明書に3か月の有効期限が付されているのは、各証明書により事後変更届出書の記載内容(住所、氏名等)の正確性を確認する趣旨と解される。

しかし、少なくとも、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容が変動することはないと考えられることから、この有効期限は不要ではないか。

その他の添付書類である相続人の戸籍謄本や印鑑証明書については、他の制度(※)を参考に、有効期限の必要性について見直す余地がないか要検討。

(※) 不動産登記：相続を原因とする不動産登記申請の添付書類については、申請人の提出する書類が申請内容と合致していれば、有効期限は関係なく受理している。

(4) 相談 3 関係

- 資源エネルギー庁は、公正証書遺言があっても、相続放棄や、相続人全員が合意して遺言と異なる相続をした場合を懸念している。

少なくとも相続放棄については、事後変更届出の当事者が公正証書遺言に記載された者と同一であることが確認されれば、その者が相続放棄したとは考えられないことから、同庁の懸念は当たらないのではないか。

合意により遺言と異なる相続をした場合については、他の制度(※)を参考に、公正証書遺言による届出で足りるとすることができないか要検討。

(※) 不動産登記：公正証書遺言による申請があった場合、公正証書作成時において公証人が内容を確認していることに鑑み、明らかな間違い(無効の要件)等がみられなければ、受遺者の意思でもあることから、申請を受理している。

(参考) (公正証書) 遺言について

民法(明治29年法律第89号)上の法制度における遺言は、死後の法律関係を定め

るための最終意思の表示をいい、法律上の効力を生じせしめるためには、民法に定める方式に従わなければならない（要式行為、民法第 960 条）、相手方のない単独行為であり、死亡後に効力が生じる法律行為である（民法第 985 条）。遺言の最も重要な機能は、遺産の処分について、被相続人の意思を反映させることにあり、遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる（民法第 964 条）。このことから、被相続人が遺言を残さなかった場合、相続人は法定相続分による相続分を受けるか、遺産分割協議をすることとなるが、遺言書で相続人を指定している場合（指定相続）、民法上の私的自治の原則や所有権絶対の原則から、生前の所有財産の扱いについては、遺言者である被相続人の意思が法定相続分より優先されることとなる。

○ 関係法令

(1) 電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号)

第 9 条 (再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第 1 項

自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

第 2 項

再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名
- 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
- 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
- 七 その他経済産業省令で定める事項

第 3 項

経済産業大臣は、第 1 項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 2 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(1、3～5 省略)

第 10 条（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）

第 3 項

認定事業者は、前条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(2) 電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法施行規則 (平成 24 年経済産業省令第 46 号)

第 10 条（変更の届出）

法第 10 条第 3 項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る届出は、様式第 6 による届出書を提出して行わなければならない。

第119回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：令和2年12月8日(火)14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 第2特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

座長 松尾 邦弘
江利川 毅
小野 勝久
梶田 信一郎
齋藤 誠 (Web)
高橋 滋 (Web)
南 砂 (Web)

(総務省) 行政評価局長 白岩 俊
大臣官房審議官 米澤 俊介
行政相談企画課長 大槻 大輔
行政相談管理官 飯塚 雅夫

4 議題

(1) 審議案件

<継続>

- ① 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（第115回、第116回及び第118回付議案件）
- ② 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について（第118回付議案件）
- ③ 育児休業給付金の受給期間延長申請について（第118回付議案件）

(2) 結果報告

- ① 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（第115回、第116回及び第118回付議案件）（あっせん）
- ② 標準報酬改定に係る決定書の教示事項について（第117回及び第118回付議案件）（あっせん）
- ③ 本人限定受取郵便物の到着のお知らせを音声読上げ機能を付けたものに改善してほしい（第117回及び第118回付議案件）（公表事案）

(3) その他

- 貸与型奨学金の保証人等における繰上返還手続の改善（活動状況報告）

5 議事概要

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な質疑は以下のとおり。

(1) 審議事案

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（継続案件）

略

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について（継続案件）

（松尾座長）

ご意見いかがか。

（高橋委員）

行政相談①については、太陽光発電設備の ID ごとに必ず添付書類を全部付けなさいという主張については、資源エネルギー庁の審査の都合からのものであり、申請人に過重な負担をかけていると思う。こういう論点であっせんを検討するということであれば、ぜひそのような方向で資源エネルギー庁と交渉いただければありがたいと思う。それ以外についても、基本的に事務局の方向に異存はない。よろしく願いしたい。

（松尾座長）

他の方、ご意見いかがか。

（齋藤委員）

私も全体としてこの論点の方向であっせんを進めていただきたい。行政相談①については高橋委員のご見解が卓見だと考える。確かに、紙の場合についてだけ煩瑣な手続を要求するというのは FIT 制度との関連性を考えたとしても改善すべきだろう。公正証書遺言についても、それが後でひっくり返ったり、偽造という可能性はやはり少ないと考えれば、あるいは、資源エネルギー庁が要求している相続についての書類、そちらについてもそういった可能性はある程度残るわけであり、そうすると公正証書遺言について排除し続けるという論拠はそんなに強くはないと思う。それともう 1 点だけ、行政相談③の除籍謄本については、これはやはり事柄の性質上、それについて期間制限するという事は合理的ではないと考えるので、そこが進めば、やはり一歩進んだということになると考える。

（松尾座長）

他の方いかがか。

（小野委員）

私も事務局から説明があった論点の方向として、そうであるだろうと、今の皆さんの話も含めて感じている。

(事務局)

一点補足。席上配布資料について説明。

(松尾座長)

一つ確認だが、この太陽光発電設備というのは、電車に乗っていると、非常に多く今利用されているのがわかる。発電設備が畑一面に並んでいるところもあれば、屋根の上に乗せただけで、極めて小さい発電設備を乗せているところもある。つまりその実態としては、大中小様々だろうと思う。仮に私が太陽光発電事業を実施しようと思った場合に、まず屋根に付けたい、と。そうすると認定申請のために、関係書類から何から全部用意する。で、その後これはいいなということで、畑の一部にそれをまた付けたい、と。これはまた別途の申請が必要となる。つまり、所有者一人であっても、様々な形、あるいは時期が別になれば、それぞれ別個の発電主体になる。そうすると、これを変更する場合には、それぞれの個別な発電設備そのものについて必要な書類を全部揃えなければならない、という理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。付議資料(9ページ)に関連法令を記載している。

(審議官)

付議資料(10ページ)に太陽光発電の現地の写真を載せている。自宅と、自宅の敷地内に事務所があり、それぞれに発電設備を乗せている。それぞれが相続の対象となっており、別個の設備ごとに手続を行う、ということになっている。

(事務局)

FIT事業全体の85%が、この50kW未満の発電設備となっていることも確認している。

(松尾座長)

そういうことを前提として、こういう発電設備を逐次付けていった者、あるいはその後他の者から同じようなものを買取ったりする等、様々な形態の発電設備が、今日本には沢山あると考えられる。恐らく数え切れないほどだと思う。それについて手続が簡素化されないかという話は、ある意味、当然出てくる利用者の要望だろうと思う。それに対する回答として、一部については、例えば除籍の問題等、時の経過で変わりようのない身分関係を含めたものは、それは同じものをどんどん使ってもいいですよ、いろいろ合理化できると思う。その他については、行政相談事例に色々なことが書いてあるが、例えば、行政相談③の公的書類を3か月以内に発行されたものとする期限と書いてあるが、それもやむを得ないものとするのもあるし、除籍謄本のような時の経過で変わりようのないものについては期限を外したほうがいいのか

ないかと言われれば、それはそうだなということになるのだろう。そもそもが、そういう変更についての手続そのものが、仮に発電設備が1か所だとしてもそこまで必要かというような観点から合理化を図れないかという相談がきてもおかしくないと感じる。だが、今言ったように、設置の前後だとか、あるいは場所の前後等で違っていれば、その変更は全部それぞれの状況に応じたものを付けなさいというのもまた、管理する資源エネルギー庁側の視点から言うと、やむを得ないとも感じるのだが、その辺りが難しいかなと思うがいかがか。

(高橋委員)

FIT法そのものが1個1個の発電設備ごとに把握するという点から出発している。太陽光については、廃棄の問題で、パネルが老朽化した場合に廃棄をどうするのか、台風等で壊れたときどうなるのか等の話で、結構、議論があり、そういう意味では、発電設備ごとに把握したいという、法令所管官庁の考え方を一概に否定できないところもあると私は考える。そこで、発電設備ごとに把握するという点をこちらでも踏まえる、それは立法政策上やむを得ない部分がある、と認めるべきであるとは思う。ただし、手続の負担軽減という観点から、できることを法令所管官庁として実施してくださいというお願いをすることが、一つの方向かと思っている。

(松尾座長)

付議資料(9ページ)に写真が出ている。そこに写真が3枚ある、その上の段のところで、4行目5行目あたりで原本を1か所あたり1通ずつ提出するよう求められた、と書いてあるが、これは例えば原本の写しのような、そのようなもので代用できるということは可能なのではないか。

(事務局)

発電設備ごとに事業計画が大臣に認められる。これを変更する場合には、添付書類に原本を付けなさいということである。一方、これは電子申請のほうが多いと言われており、電子申請の場合にはPDFにして添付する、と。確かにPDFを使えば、アドレスがしっかり管理されていると言っているので、座長がおっしゃるように紙申請、行政相談①のような場合に、コストを掛けて取り寄せて添付しなければいけない。そこをなんとかならないのかということについて、ご指南いただいたような形を採れば、原本1通にして工夫ができるのではないか、これはまだ事務方は議論していない点になるので、論点化させていただいた。

(松尾座長)

今読んでいただいた付議資料(9ページ)の囲みの写真の上の部分、原本が1か所あたり1通ずつ必要ということについては、原本が1通提出されれば、それをコピーして使えばいいのではないか、工夫の余地がまだまだあるのではないかと思うが、いかがか。

(事務局)

届出書が複数であったとしても、それを連携させるような受け方をするというのが一つの方策であり、内部的に審査上必要であれば、それをやりとりして原本を出してもらえれば、後は中で回せるようにする、というのも一つの方策かと考える。いろいろな工夫の仕方はあると思うので、多様なやり方を調整していきながらこれはできる、できないと検討していく形になるかと考えている。

(審議官)

一つの例示として、席上配布資料に赤字で書いたのが、我々から資源エネルギー庁に提案してみようか、という考え方である。黒字の部分は既に資源エネルギー庁が出している文章で、それに我々が、今回の推進会議の結果を踏まえて、「例えばこういう改善ができないだろうか」という提案を赤字で加えたもの。

(小野委員)

こういうふうに改善してはどうかというものと理解した。

(松尾座長)

この赤字は、打合せの課程で資源エネルギー庁が書いてくれたと思ったのだが違うということか。こちらが書いたものという理解でよいか。

(審議官)

なかなかハードルが高いことから、具体的な形にして議論してみてもどうだろうかと考え、書いてみたものである。

(松尾座長)

ということは、「添付書類について」という赤字部分もそうか。

(審議官)

そうである。

(松尾座長)

そうすると、どうみてもこの赤字の提案のとおりだと思う。何らかの形で行政相談されてきた方が、少し手続が簡略になったとか、あるいは手続そのものの必要な理由が分かったというふうに少しでもなれば、それが手続の煩雑さを回避する一つになれば、この推進会議としてもああよかったな、ということになると考える。これは例えば明確にその席上配布資料の真ん中の申請 3 か月前から当該申請日までの間に発行された原本に限りますという記載を、赤字の部分で若干修正しているという理解でよいか。

(小野委員)

そのように理解している。

(松尾座長)

行政相談①から④までの中で、どの点がこの席上配布資料に書いてあるような修正を施せば簡単になるのか、ということの一つ一つを検討するのも大変だろうと思う。一つのやり方としては、考えられる改善方策の一案としてこの赤字の提案を資源エネルギー庁に投げる。このような形であれば、少なくとも、相談者が、なるほどこれなら

ば大きく変わるなということが分かるような改善は、現段階でもあるのではないかと考える。それを資源エネルギー庁に投げてみて、この推進会議として席上配布資料にあるような形の取扱いを改善していくことは可能だと考えるので、資源エネルギー庁が専門的な立場から、ここに記載してあることで、これは原本の写しでいいとか、あるいは、原本をいくつかの申請の一つに付けてもらえばいい等、手続をする国民の目線を見て、少し負担が軽減される箇所はないか、と。これを参考で送るけれども、全体通じてそういう視点でもう 1 回資源エネルギー庁としての意見をいただけないかという言い方はできるだろうか。

(審議官)

まさにそのために準備した資料であり、抽象的に言うよりは具体的に提案してみれば、と考えて作成した。

(事務局)

この席上配布資料には公正証書遺言の話は載っていないので、併せて提案していかねばならないと思っているところ。あっせん文案とともに、かつ、具体的に改善できる方策がないかとして、打ち出しができないかと思い、作成している資料である。

(松尾座長)

席上配付資料のような案を投げて、全部こちらのほうでこのように書き出さなければならぬというのも、この推進会議としてはここまでやるかという感じもある。例えばこの席上配布資料のこのような形であれば、行政相談にこられた方の意向にも沿うので、我々としては改善の余地ありと思っているが、他に手続全般それからその発電設備についての管理監督全般の中で同じように簡略化することをもう一度検討していただけないかというのはどうだろうか。

(局長)

そういうことに異論があるかと聞いてみたいと思う。まさにコアは、今座長がおっしゃったとおり、このくらいの軽減はできるだろうというのがこの推進会議の結論であったということで、資源エネルギー庁にぶつけたいと思う。資源エネルギー庁も行政相談②と③については、変更の余地ありと言っている。こういうことをやるべきだと結論付けていただいたことを投げれば、資源エネルギー庁も検討してくれるだろう。具体的にどうするかと言われた場合に、席上配付資料のようなアイデアがあるが、検討してみてもいいかがか、ということになると思う。実は行政相談①は、資源エネルギー庁は反対である。なぜ届出書全部にそれぞれ原本を付けさせているかということ、審査を民間の法人に委託していることから、この法人の作業を変えてしっかり徹底できるのか不安があるのでは、と推測される。あくまで推測だが、さはさりながら、普通に考えて、原本を届出書全部に要求するのは過剰ではないか、ということがこの推進会議の結論であれば、それをメインに投げかける。結果については、追ってまたご報告させていただく。行政相談④の公正証書遺言についても投げて、その結論を踏まえて、あっせん文書の書き方はご相談させていただく。

(高橋委員)

行政相談①について、資源エネルギー庁が抵抗している実態的な理由を垣間見ることができた。しかしながら、添付書類の削減は5年くらい前からうるさく言ってきたところ、未だに資源エネルギー庁の内部的な事情で抵抗している現状は、私には信じられない。むしろ、添付書類削減は、経済産業省自身が旗を振っている話である。自身の役所が言っていることでありながらどういうことか、という話になると思うので、ぜひ強く言っていただければありがたい。

(梶田委員)

今のお話だが、届出書を審査する組織が違ってくる場合があるということか。

(局長)

議論の中で出てくるかとは思いますが、私を知る限り、少なくとも地域分割して電力会社が買う話で、各会社が協力してやっている話であるから、主体は1もしくは、少なくとも発電会社ごとだとは思う。

(事務局)

付議資料(18ページ)に届出の流れ図を記載している。届出書は、ここに集まってくるということである。

(局長)

お金を払うのは電力会社であるので、その差が出てくることはあるかもしれない。しかし、電子申請の場合にはPDFである。もっと他の理由があれば別だが、あまり合理性はないだろうと思う。資源エネルギー庁としては、審査を民間法人にやらせているので、面倒を感じる可能性は高いと思う。いずれにしても、皆さんの「これはなぜか？」という話を基にして、投げかけさせていただければと思う。

(松尾座長)

これは事実上相手に投げて回答を待ってからまた検討をするということによろしいか。

(齋藤委員)

賛成する。

(南委員)

私も賛成である。ただ、私、太陽光発電設備の所有がこんなに煩雑になっている理由があまりよく分からなかった。恐らくこういうものは今後の再生エネルギーの電力をどのように考えるのかであるとか、やはり電気を起こすものなので火災の原因になる可能性もあるとか、様々な理由があつてこのように煩雑な手続なのか、と考えていたことから、やむを得ない部分もあると感じていた。ただ、あまりに煩雑な行政手続に関して、今日出た結論で相手に投げてみるということで、賛成である。

(松尾座長)

引き続きよろしく願います。

育児休業給付金の受給期間延長申請について

略

(2) 結果報告

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一 (あっせん)

※ 委員等から特段の発言等なし

標準報酬改定に係る決定書の教示事項について (あっせん)

※ 委員等から特段の発言等なし

本人限定受取郵便物の到着のお知らせを音声読み上げ機能を付けたものに改善してほしい (公表事項)

※ 委員等から特段の発言等なし

(3) その他

貸与型奨学金の保証人等が繰上返還をする場合、本人の同意がなくても繰上返還できるよう改善してほしい (活動状況報告)

※ 委員等から特段の発言等なし

以 上

育児休業給付金の受給期間の延長申請に関する制度の周知徹底等
 （令和 3 年 3 月 24 日あっせん）
 ～厚生労働省からの回答（令和 3 年 6 月 25 日）～

相談内容

- 類型① 保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった。
- 類型② 子供が 1 歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、入所希望の日付を子供が 1 歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった。
- 類型③ 子供が 1 歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、既に子供が 1 歳に達する前の時点で入所申込みの締切りが過ぎてしまっていた。

（あっせん内容）

厚生労働省は、保護者等の雇用継続を援助、促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 育児休業給付金の延長給付が認められる具体的な事例と判断材料を、分かりやすく整理すること。
- ② 上記で整理した事項を含め、育児休業給付金の延長申請手続について、延長を審査する公共職業安定所、申請側である事業主や被保険者、保育所入所の申込先である市町村等に改めて周知すること。

<措置結果>

育児休業給付金の延長給付が認められる要件（① 市区町村等で保育所等の入所申し込みを行う、② 入所申込み時に入所希望日を 1 歳の誕生日以前とする）と、延長給付が認められる具体的な事例を記載したリーフレットを作成し、都道府県労働局に対し、以下のとおり指示した。

- 当該リーフレットを活用し、受給者、事業主、各都道府県の福祉主管部（局）及び市町村の保育担当課等に分かりやすく周知すること。
- 各局で独自に作成しているリーフレットは、当該リーフレットへの差し替え、又は当該リーフレットの趣旨を踏まえて改訂等を行うこと。



育児休業給付金の受給期間延長申請に関する事例・判断材料の整理と制度の改めでの周知に向けた見直し

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、育児休業給付金の受給期間延長申請における手続きをより分かりやすくしていくために、令和3年3月24日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、全国における行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談の内容 ～延長申請が認められないとされた三つの類型～

- 類型① 保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった。
- 類型② 子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、入所希望の日付を子供が1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった。
- 類型③ 子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、既に子供が1歳に達する前の時点で入所申込みの締切りが過ぎてしまっていた。

判明した事実

復職の意思があって保育所の入所を申し込んだのに延長が認められないと決めつけるのは不親切では？



保育所に空きがなくても入所申込みが必要であること、入所希望日は1歳の誕生日までの日付としなければならないことなど、誤解や制度の不知に加え、ハローワークにおける対応の違いもあり、類似の苦情がやまないこと。

行政苦情救済推進会議注の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

《あっせんの内容》

保護者等の雇用継続を援助、促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 育児休業給付金の延長給付が認められる具体的な事例と判断材料を、分かりやすく整理すること。
- ② 上記で整理した事項を含め、育児休業給付金の延長申請手続について、延長を審査する公共職業安定所、申請側である事業主や被保険者、保育所入所の申込先である市町村等に改めて周知すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）
詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html

※詳細は次頁参照

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）⁹⁴

制度概要

(育児休業給付金の受給期間を延長するための手続等)

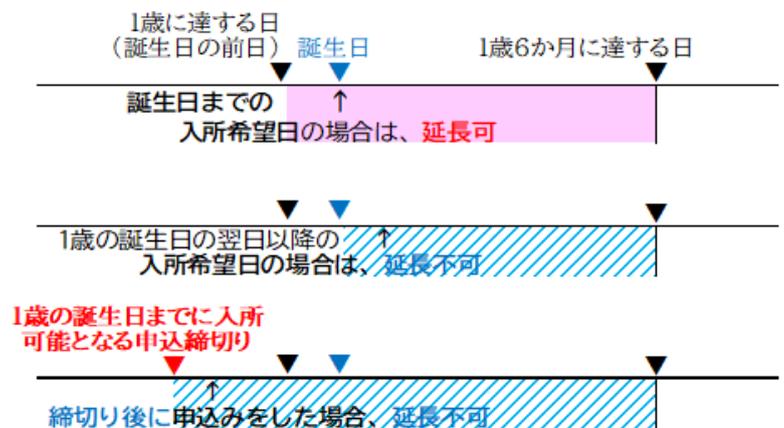
- 育児休業の申出に係る子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後について、公共職業安定所長宛てに育児休業給付の延長手続を行う場合、以下の要件を満たしていることが必要
 - あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、
 - 市町村から子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていること

行政相談・類型②③

(誤解されやすいケース) (パパ・ママ育休プラス制度は要件が異なる。)

例：1歳6か月までの延長

- ◎ 延長可
(誕生日までの日で入所希望)
- × 延長不可
(誕生日の翌日以降の日で入所希望)
- × 延長不可
(誕生日以前に申込締切り)



厚生労働省の見解

- 受給期間延長(1歳6か月まで)について、類型①は保育所への入所申込みが必須となるものであるが、類型②③のケースは、認められる場合がある。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- 制度の周知とともに、行政相談類型①②③について、保護者が迷いなく判断できる明確で具体的な判断基準を整理したり、申込書の記載例を示すなど、誰が読んでも誤解がないようにすることが必要ではないか。
- この問題は使用者、企業などの労務担当への周知徹底と同時に、被保険者への周知を行うことの両面で改善を進めていくということが大事ではないか。具体的な判断基準を示し、市町村も含め、情報を共有するということが必要ではないか。

具体的な事例や判断材料が整理されて、改めて制度が周知されれば、申請する際の戸惑いもなくなるね！



職保発〇〇第〇号
令和3年6月〇日

都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇 用 保 険 課 長

育児休業給付金の支給対象期間延長申請手続の周知徹底について

雇用保険関係業務の運営については、日頃より格段のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、育児休業給付金の支給対象期間延長申請手続について、令和3年3月24日付けで総務省行政評価局長より、行政評価事務所等において受け付けた行政相談等をもとに、厚生労働省職業安定局長宛て別紙のあっせんを受けたところである。

あっせんの概要は、育児休業給付金の延長給付が認められる具体的の事例と判断材料を、わかりやすく整理すること、②左記で整理した事項を含め、育児休業給付金の延長申請手続について、延長を審査する公共職業安定所、申請者側である事業主や被保険者、保育所の申込先である市町村等に改めて周知すること、であり、これを踏まえ、以下のとおり指示するので、取扱いに遺漏なきようご配慮をお願いする。

1. 支給対象期間延長申請手続に関する周知徹底について

あっせんを踏まえ、別添1のリーフレットを作成した。これを活用し、育児休業給付金の支給対象期間延長申請手続について、受給者及び事業主に対してわかりやすく周知すること。

なお、各局において独自に作成しているリーフレット等についても、当該リーフレットへの差し替え、又は当該リーフレットの趣旨を踏まえて改訂等を行うこと。

2. 関係機関等への周知徹底について

別添1のリーフレットの内容について、都道府県労働局又は公共職業安定所を通じて各都道府県等の福祉主官部(局)やその管内の市町村の担当課等に周知を行うこと。

育児休業給付金の支給対象期間延長について 『保育が実施されない場合』の相談事例をご確認ください

育児休業給付金の支給対象期間延長の対象は、**職場に復帰するために保育所等の入所を希望し申し込みをしたが、子の1歳に達する日の翌日（誕生日）に入所できない場合**に限定されます。

以下の2つが要件となりますので、ご注意ください。

1. 市区町村等で保育所等の入所申し込みを行う
2. 入所申し込み時に
入所希望日を1歳の誕生日以前とする

例えば、令和3年10月1日生まれの子の場合、1歳の誕生日である令和4年10月1日までの日を入所希望日として申し込む必要があります。

- 入所可能か市区町村に問い合わせをするだけでは支給対象期間延長はできません。入所の申し込みが必要です。
- 入所申し込みの際に、入所希望日を1歳の誕生日の翌日以降とした場合は、支給対象期間延長はできません。ただし、例外として、支給対象期間延長が認められる場合があります。
→詳しい事例は裏面をご確認ください。
- 1歳6か月から2歳までの延長要件の確認も同様に行います。

ご相談の多い事例

事例①

入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、申し込みを行わなかった場合

支給対象期間延長は認められません。

ただし、入所申し込み受け付けができないとされた理由が、以下のような場合は、申し込みを行えなかった旨の疎明書をもって対応できることがあります。

- 子が病気や障害により特別な配慮が必要で、市町村から保育体制が整備されていない等の理由により、入所申し込み受け付けができないとされた

事例②

入所希望日を子の1歳の誕生日の翌日以降として申し込みを行った場合

原則、支給対象期間の延長は認められません。

ただし、以下のような場合は、延長が認められる場合があります。

- **申し込みの時点で誕生日までの入所が締め切られていた場合**

例) 令和3年2月1日生まれの子について、令和4年2月1日からの入所を希望して申し込もうとしたが、既に締め切られていたため、令和4年3月1日を入所希望日として申し込んだ。

- **空きがなく申し込みを受け付けていなかった場合で、申し込み可能な最短の入所希望日で申し込みを行った場合**

例) 令和3年9月15日生まれの子について、令和4年9月1日からの入所を希望していたが、募集がなかったため、令和4年10月1日を入所希望日として申し込んだ。

保育が実施されないことの証明

保育が実施されないことの確認は、原則として「市区町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」で行います。

上記書類を市区町村が発行することが困難な場合は、被保険者の疎明書をもって対応できることがあります。

詳しくは、事業所の管轄するハローワークにご相談ください。

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の
処分方法について（令和 3 年 4 月 28 日あっせん）

相談内容

厚国民健康保険被保険者証の毎年度の更新のたびに、有効期限切れの被保険者証を返却するよう求められるため、市区町村の窓口まで行って返却しているが、被保険者証は、受診する病院で確認されるため、有効期限切れのものが悪用されるとは考えられない。

このため、自分で破棄してもよいのではないか。

令和 3 年 4 月 28 日付けで、厚生労働省に対しあっせん。

<あっせん内容>

厚生労働省は、被保険者の負担軽減のため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証を保険者に返却せず、被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、関係法令の規定を見直すこと。
- ② ①の措置について、被保険者、都道府県及び市区町村に周知すること。



行政相談マスコット
キクーン

有効期限が切れた国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証等を、自分で破棄することが可能となります。

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者の負担軽減を図るために、令和3年4月28日、厚生労働省にあっせんしました。

このあっせんは、全国に共通する課題として、行政苦情救済推進会議に付議し、改善を促進したものです。

行政相談の内容

※ 四国行政評価支局で受付。四国地域行政苦情救済推進会議で審議

国民健康保険被保険者証の毎年度の更新のたびに、有効期限切れの被保険者証を返却するよう求められるため、市区町村の窓口まで行って返却しているが、被保険者証は、受診する病院で確認されるため、有効期限切れのものが悪用されとは考えられない。

このため、自分で破棄してもよいのではないか。



窓口まで返しに行くのは負担だよね・・・

分かったこと

四国行政評価支局管内の保険者（国民健康保険：95市町村、後期高齢者医療：4広域連合）を調査したところ、被保険者自身による破棄を認めているのは、84市町村（88.4%）・4広域連合（100%）

※ 11市町村は、法令に決まりがあるなどとして返却を求めている。しかし、返却されなかった場合でも、催促するなど回収業務までは未実施

厚生労働省としても、被保険者自身による破棄を認めることに、特段の支障がないこと。

法令に決まりがあるのか……。でも、なんとかならないの？



行政苦情救済推進会議※の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

《あっせんの内容》

- ① 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証を保険者に返却せず、被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、関係法令の規定を見直すこと。
- ② ①の措置について、被保険者、都道府県及び市区町村に周知すること。

※ 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujiyousuisin.html

※詳細は次頁参照



どうして返却を求めているの？

【制度概要】

- 国民健康保険被保険者証（～69歳）及び後期高齢者医療被保険者証（75歳～）は、検認又は更新のため提出を求められたときは、遅滞なく提出しなければならないとされている。

※ 国民健康保険法施行規則第7条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第20条第3項

- 国民健康保険の高齢受給者証（70～74歳）は、有効期限に至ったときは、遅滞なく市町村に返還しなければならないとされている。

※ 国民健康保険法施行規則第7条の4第2項

- 省令で定める上記3種類の被保険者証等の様式の備考欄等には、有効期限を経過したときは速やかに市町村に提出・返却する旨が記載されている。

省令における被保険者証等様式の記載状況（イメージ）

<p>〇〇都道府県 有効期限 令和〇年〇月〇日 国民健康保険 被保険者証</p> <p>記号 〇〇〇〇 番号 〇〇〇〇 氏名 総務 太郎 生年月日 平成〇年〇月〇日</p> <p>交付者名 〇〇市</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 4. 5. 6. 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。
--	---

【行政苦情救済推進会議の主な意見】

- 被保険者証等には有効期限が書かれており、使用するときには医療機関等の窓口でチェックするので、回収しなくても支障はない。
- 既に多くの自治体で、返却を不要として取り扱っている実態を踏まえて見直してほしい。

全国どこでも起きる話だからね！



【厚生労働省の見解】

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証のいずれも、被保険者自身で破棄しても差し支えないよう省令を改正し、その趣旨を含め、都道府県・市町村等に周知したい。



有効期限が切れた保険証を、自分でも処分できる取扱いが広まると助かるね！

(本件に関する連絡先)
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）